

ダム事業の再評価説明資料

〔利賀^{とが}ダム建設事業〕

令和8年7月

国土交通省 北陸地方整備局

目 次

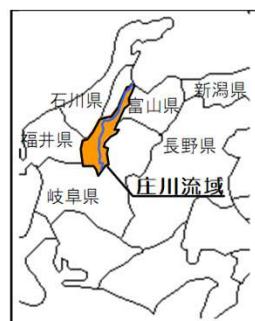
1. 庄川流域の概要	
(1)流域及び氾濫域の概要	 1
(2)主要な災害	 2
2. 事業の概要	
(1)治水計画の概要	 4
(2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)	 5
(3)事業概要	 27
3. 前回評価からの進捗状況	 28
4. 費用対効果分析実施判定表	 29
5. 事業の投資効果	
(1)費用対効果分析	 30
(2)氾濫シミュレーション結果	 34
(3)貨幣換算できない人的被害等の算定(試行)	 35
6. 事業を巡る社会情勢等	
(1)地域の開発状況	 36
(2)地域の協力体制、関連事業との整合	 37
7. 事業の必要性、進捗の見込み等	 40
8. 対応方針(原案)	 42

1. 庄川流域の概要 (1)流域及び氾濫域の概要

- 庄川は、その源を岐阜県高山市の烏帽子岳と山中峠に発し、富山県西部を流下し日本海に注ぐ流域面積1,189km²、幹川流路延長115kmの1級河川である。
- 氾濫区域となる下流部は庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地で、富山県内一の穀倉地帯である砺波平野および射水平野、富山県第2の都市である高岡市街地を貫流する。
- 河床勾配は、上・中流部で約1／100、下流部で約1／200とわが国屈指の急流河川となっている。



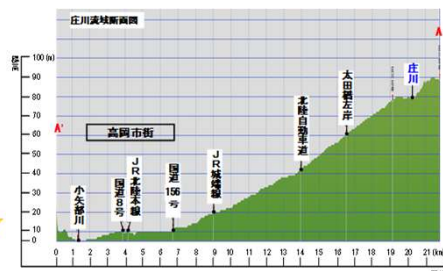
[庄川流域図(図1-1)]



[庄川流域位置図(図1-2)]



〔庄川流域航空写真(写真1-1)〕

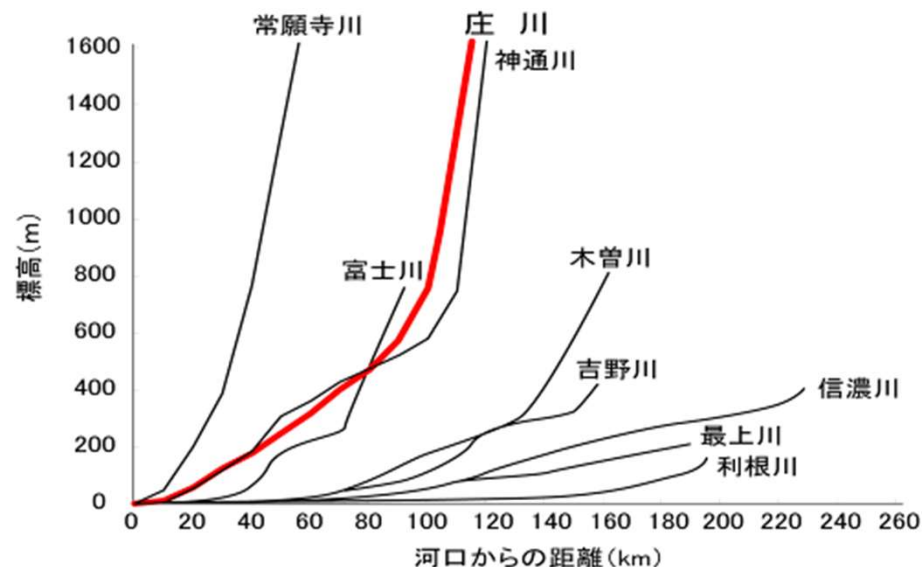


[庄川流域断面図(図1-3)]

(写真(上)A-A'断面図)

「流域諸元」

水源	烏帽子岳(標高1,625m)、山中峠(標高1,375m)
流域面積	1,189 km ²
幹川流路延長	115 km
流域内市町村	7市1村
	〔富山県〕 高岡市、射水市、富山市、砺波市、南砺市
	〔岐阜県〕 郡上市、高山市、白川村
想定氾濫区域総人口	約29.7万人



〔河床勾配(図1-4)〕

1. 庄川流域の概要 (2) 主要な災害

- 庄川流域は、梅雨・台風・冬期の降雪と年間を通じて降水量が豊富であり、過去の庄川流域における洪水には台風に起因するものが多く見受けられる。
- 庄川流域において発生した洪水は、昭和9年、34年、36年、50年、51年、58年、60年と頻繁に発生し、平成16年には観測史上最高の流量を記録し、一部地域には避難勧告が発令された。
- 令和3年8月洪水では急流河川特有の洪水エネルギーにより、庄川19.4 k～22.9 kの区間内で河岸侵食、根固流出といった被害が計5箇所発生した。

【主要洪水一覧表】

発生年月日	発生要因	流量	被害状況
昭和9年7月	梅雨前線	3,361 m ³ /s(小牧推定)	浅井村(現射水市)にて堤防決壊 死者20名、負傷者240名、家屋流失94棟、民家破損5,418棟、家屋浸水4,009棟 田畑冠水(田3,986 ha、畑182 ha)
昭和34年9月	台風15号	1,906 m ³ /s(大門実績)	伊勢湾台風による洪水
昭和36年9月	台風18号	1,457 m ³ /s(大門実績)	第二室戸台風による洪水
昭和50年8月	台風6号	1,289 m ³ /s(大門実績)	家屋浸水13棟、農地宅地1ha浸水
昭和51年9月	台風17号	2,646 m ³ /s(大門実績)	加越能鉄道庄川橋梁落橋 家屋流失8棟、家屋浸水42棟、農地宅地11 ha浸水
昭和58年9月	台風10号	1,674 m ³ /s(大門実績)	家屋浸水15棟、農地宅地14 ha浸水
昭和60年6月	梅雨前線	1,210 m ³ /s(大門実績)	床下浸水9棟、農地宅地16 ha浸水
平成16年10月	台風23号	3,396 m ³ /s(大門実績)	1,400世帯に避難勧告が発令(高岡市、射水市)【観測史上第1位の流量】
平成30年7月	台風7号・前線	2,198 m ³ /s(大門実績)	【観測史上第3位の流量】
令和3年8月	前線	835 m ³ /s(大門実績)	河岸侵食(左岸19.5 k、左岸21.2 k、左岸21.8 k)、根固流出被害(左岸23.0 k、右岸20.6 k)が計5箇所発生

【主な洪水被害】

S9.7洪水



S51.9洪水



(左右岸数箇所堤防破堤)

人的被害(人)		
死者	行方不明者	負傷者
20	不明	240

浸水被害		
家屋(戸)		面積(ha)
流失	浸水	
94	4,009	4,168

人的被害(人)		
死者	行方不明者	負傷者
0	0	0

浸水被害		
家屋(戸)		面積(ha)
流失	浸水	
8	42	11

H16.10洪水

大門地点では、観測史上最大の流量3,396 m³/sを記録した。堤防や護岸に多大な被害があったほか、高岡市、新湊市(現射水市)、大門町(現射水市)などで1,400世帯、2,840人に避難勧告が出された。



R3.8洪水

急流河川特有の洪水エネルギーにより、庄川19.4 k～22.9 kの区間内で河岸侵食、根固流出といった被害が計5箇所発生した。



1. 庄川流域の概要 (2) 主要な災害

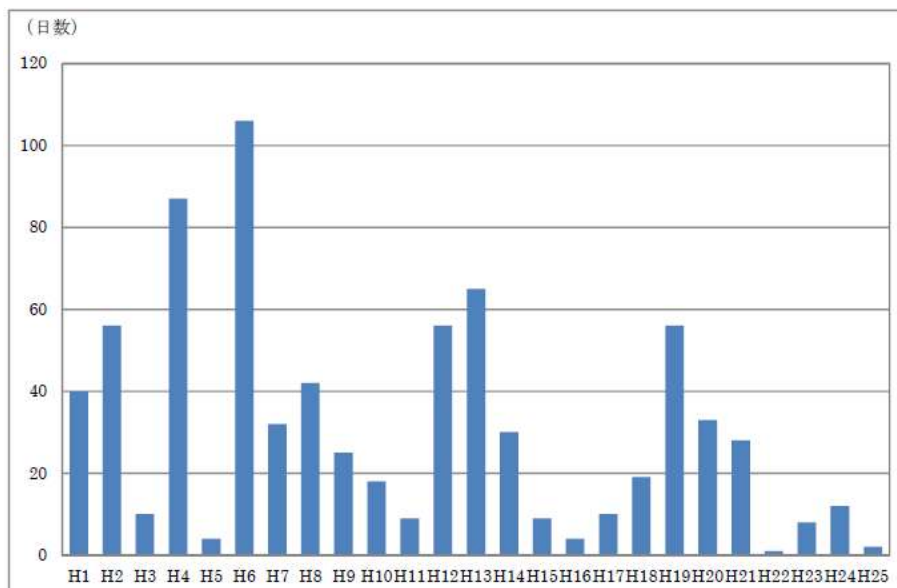
- 庄川では、昭和42年、48年、53年、平成6年、19年などで渇水が生じている。
- 平成6年の渇水では、6月から降水量が減少し、7月には御母衣の総雨量が平年値の1/4程度となった。これに伴い、上流の発電用ダムにおける貯水量の減少が進んだため、農業用水の自主的節水等(新聞記事では庄川用水合口ダムで取水を20%削減)が行われた。

主な渇水

発生年	渇水被害の状況
昭和42年	県下の干ばつ、さらに拡大 用水不足面積約 120 ha
昭和48年	小牧ダム水位 10数 m 低下、庄川の減水で下流の諸用水が枯渇し、干ばつ被害が出た。
昭和53年	稲の枯死約 30 ha、野菜、飼料作物の水不足を含めると 5千ha を上回る大規模な干ばつ
平成 6年	20%の取水制限 106 日
平成19年	庄川水量低下により境川ダム湖水位20m 低下。ダム湖を利用する大学や企業のボート部の合宿キャンセル。

渇水の状況

庄川用水合口ダム地点では、許可された取水量の全量が取水できない日数が平成元年以降毎年発生し、平成6年の106日をはじめ、平成13年の65日、平成19年の56日など、25年間で延べ762日、平均30日/年程度あることが確認されている。



[庄川用水合口ダム地点で許可された取水量の全量が取水できない日数(図1-5)]



[通常時の御母衣ダム(写真1-2)]



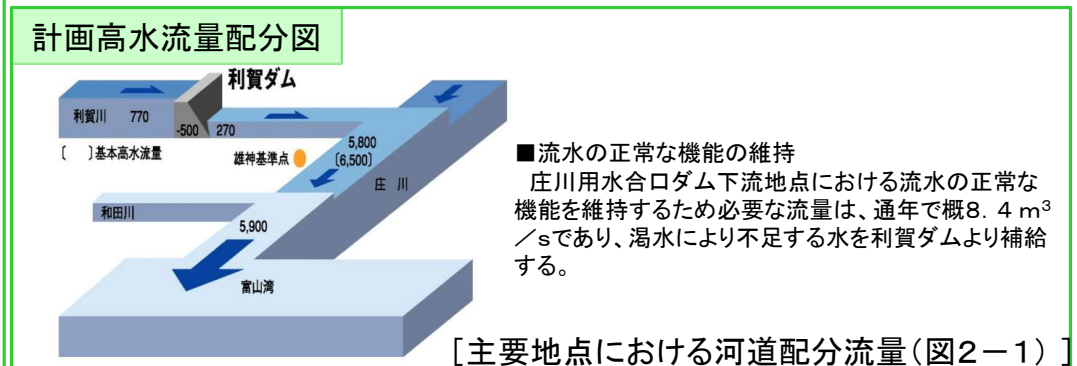
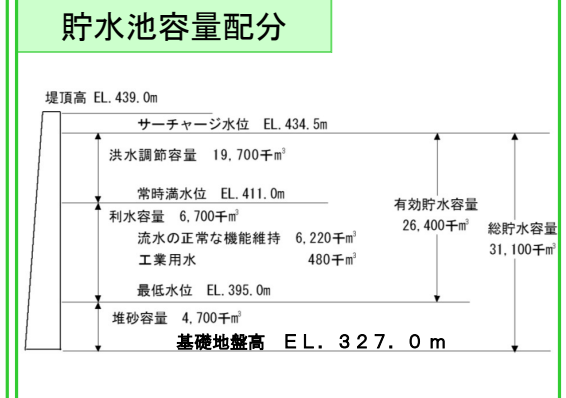
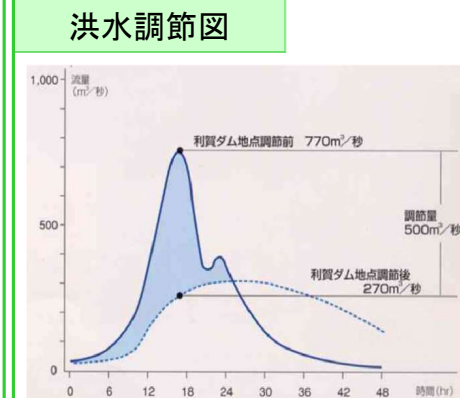
[平成6年渇水で貯水率が10%を下回った御母衣ダム(H6.9.6)(写真1-3)]

2. 事業の概要 (1)治水計画の概要

- **洪水調節**: ダム地点において計画高水流量($770\text{m}^3/\text{s}$)に対し、 $500\text{m}^3/\text{s}$ を調節し洪水流量を低減させ、庄川沿川地域を洪水から守る。なお、洪水調節は自然調節方式で行う。
- **正常流量の確保(流水の正常な機能の維持)**: 下流の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。
- **工業用水への供給**: 富山県に対し、工業用水として新たに1日最大8,640 m^3 の取水を可能とする。

事業経緯	
年	事業経緯
平成元年5月	実施計画調査に着手、利賀ダム調査事務所開設
平成5年4月	建設事業に着手、利賀ダム工事事務所に改称
平成6年11月	基本計画告示 ・総事業費 約900億円、予定工期 平成20年度
平成15年9月	水没家屋全戸(3戸)生活再建地へ移転完了
平成19年7月	庄川水系河川整備基本方針策定
平成20年7月	庄川水系河川整備計画策定
平成21年3月	基本計画(一部)変更告示 ・総事業費 約900億円 → 約1,150億円 ・予定工期 平成20年度 → 令和4年度(平成34年度)
平成22年9月	国交大臣から利賀ダム事業の検証に係る検討の指示
平成22年11月	利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を設立
平成28年8月	ダム事業の検証に関する対応方針を『継続』と決定
令和2年8月	基本計画(一部)変更告示 ・総事業費 約1,150億円 → 約1,640億円 ・予定工期 令和4年度 → 令和13年度
令和6年3月	利賀ダム本体及び押場地区貯水池斜面对策工事着手

ダムの諸元	河川名	一級河川庄川水系利賀川
	位 置	左岸: 富山県南砺市利賀村押場 右岸: 富山県南砺市利賀村草嶺
	形 式	重力式コンクリートダム
	堤 頂 標 高	EL. 439.0 m
	堤 高	112.0 m
	堤 頂 長	255.0 m
	洪水調節方式	自然調節方式
	集 水 面 積	95.9 km^2
	湛 水 面 積	1.1 km^2



2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

- 利賀ダム建設事業は基本計画について変更(第3回)予定である。事業再評価は利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)をもって実施する。

○「特定多目的ダム法」の基本計画とは

◆「特定多目的ダム法の第4条」

第4条 国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 基本計画には、新築しようとする多目的ダムに関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 建設の目的
- 二 位置及び名称
- 三 規模及び形式
- 四 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
- 五 ダム使用権の設定予定者
- 六 建設に要する費用及びその負担に関する事項
- 七 工期
- 八 その他建設に関する基本的事項

4 国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

○利賀ダム建設事業に係る基本計画の策定・変更の経緯

- ◆ 利賀ダム建設事業では、平成6年度に基本計画(当初)を策定し、平成20年度に第1回変更、令和2年度に第2回変更(現計画)を実施。

		当初	第1回変更	第2回変更	第3回変更案
策定(変更)日		平成6年11月22日	平成21年3月11日	令和2年8月31日	
諸 元	形 式	重力式コンクリートダム	変更なし	変更なし	変更なし
	堤 高	110.0m	112.0m	変更なし	変更なし
	総貯水容量	31,100千m3	変更なし	変更なし	変更なし
工 期		H元～H20	H元～R4	H元～R13	変更なし
建設負担率		河川 99.34% 工業用水 0.66%	変更なし	変更なし	変更なし
総事業費		約 900億円	約 1,150億円	約 1,640億円	約 2,610億円

2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

1)基本計画変更の内容

利賀ダム建設事業においては、現在の進捗状況を踏まえて精査した結果、以下の要因により事業費の変更が必要。

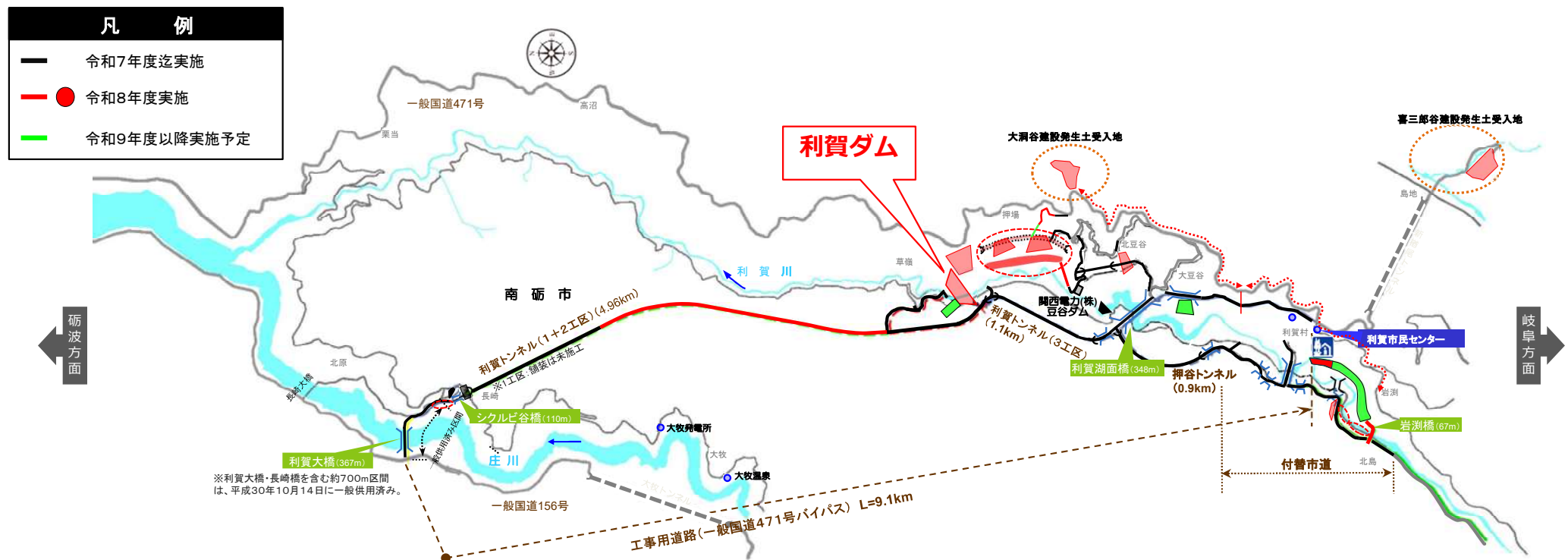
- 第2回計画変更以降に生じた物価の上昇等の社会的要因の変化、令和6年1月の能登半島地震等の自然災害に係る要因への対応、現場条件の変化等による変更が必要になり、コスト縮減の工夫をしても事業費の変更が必要。

2)事業費変更(案)

約1,640億円 → 約2,610億円 (約970億円増)

なお、工期については、変更はなく令和13年度の完成を目指してまいります。

3)その他(事業進捗状況等)



2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

基本計画(第3回)変更(案)

◆建設に要する費用の変更

約 1, 6 4 0 億円 → 約 2, 6 1 0 億円 (増 9 7 0 億円)

(内訳) I 物価の変動など社会的要因の変化によるもの	約 5 0 1 億円
1. 公共工事関連単価の変動	約 420 億円
2. 工事積算基準の変更	約 82 億円
II 自然災害に係る要因によるもの	約 2 0 億円
1. 令和 6 年 1 月能登半島地震以降の崩落に伴う横抗閉塞方法の見直し	約 5 億円
2. 令和 7 年 2 月の雪崩に伴う工事用動力計画の変更	約 15 億円
III 現場条件の明確化による見直し	約 3 2 3 億円
1. ダム本体骨材調達方法の見直し	約 14 億円
2. 現地条件の変更等によるダム本体の見直し	約 19 億円
3. 押場貯水池斜面法面工の工法見直し	約 189 億円
4. トンネル掘削実績を踏まえた見直し	約 38 億円
5. 特殊補償への対応による見直し	約 34 億円
6. 付替市道や工事用道路における法面对策費用の追加	約 14 億円
7. 安全対策等の見直し	約 15 億円

※上記金額は、コスト縮減を見込んだ上での金額です。

IV コスト縮減 ▲ 約 7 2 億円

V リスク対策費 約 1 2 6 億円

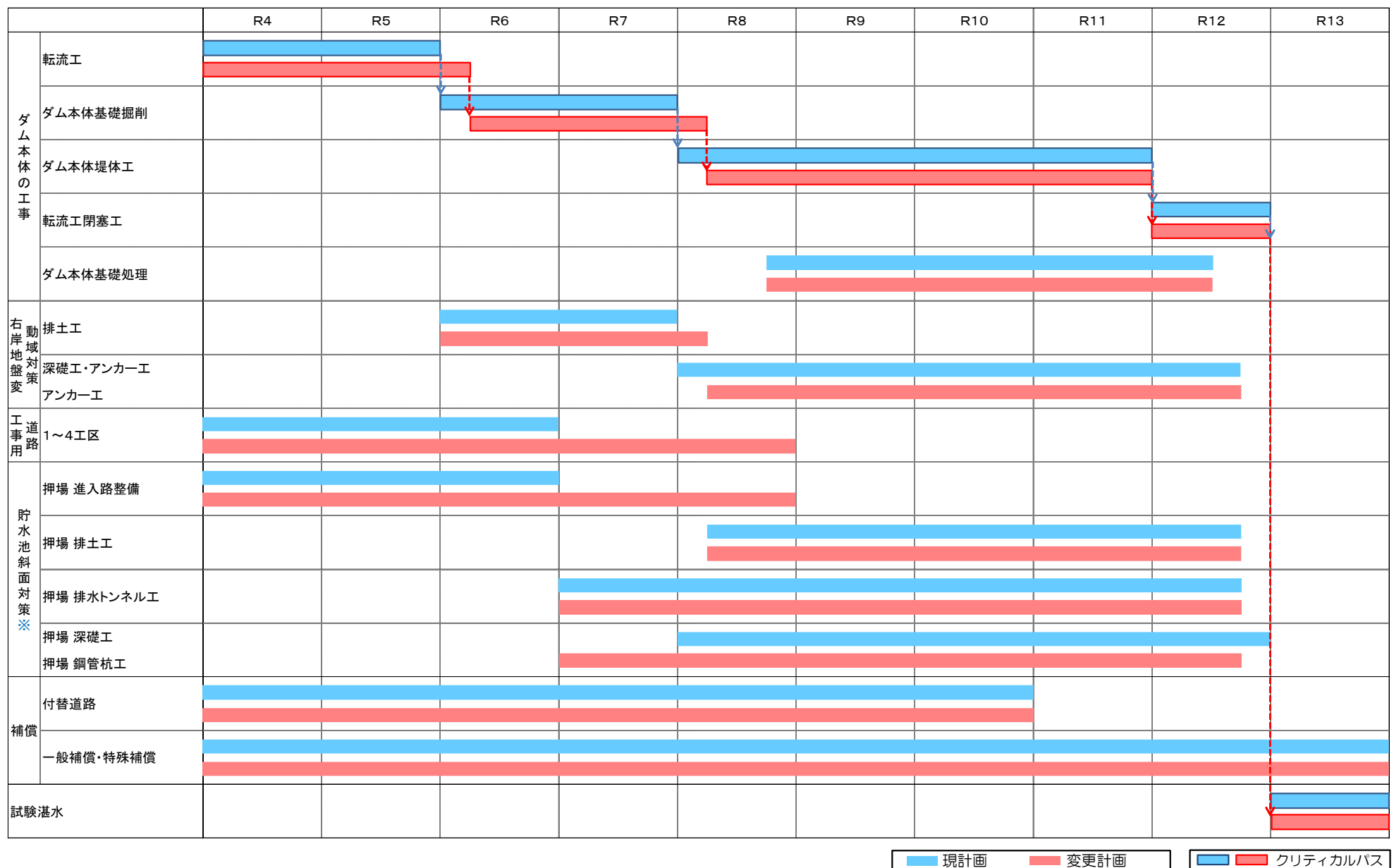
(将来の事業費の変動要因への対応として残事業費の10%を計上)

◆工期 令和 1 3 年度 (変更なし)

※端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

■ 完成までの工程を精査した結果、現計画の工期は変更なし。

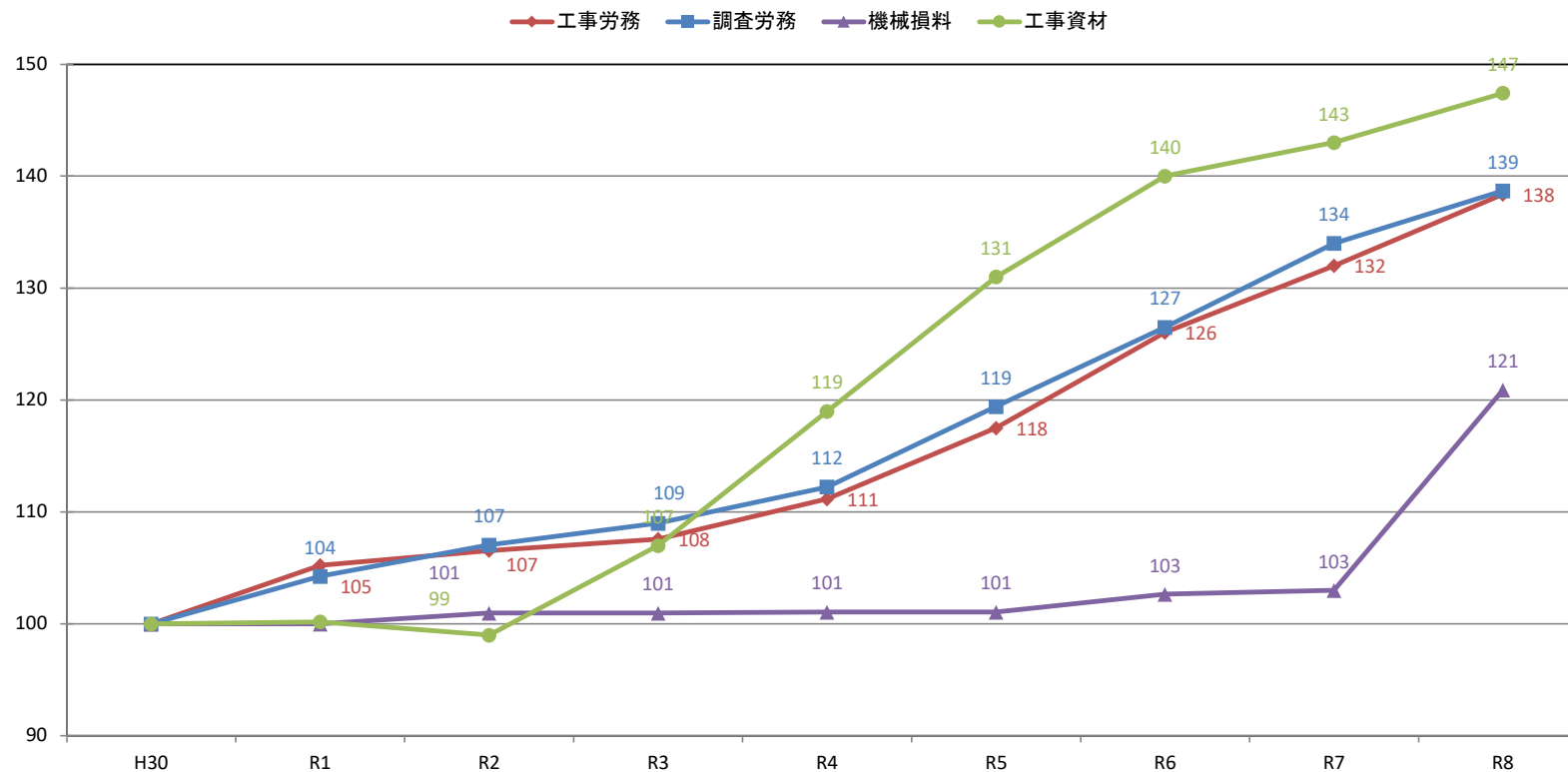


2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

I-1 公共工事関連単価の変動(約420億円)

■ 第2回計画変更以降の公共工事関連単価の変動を反映。

○主要工種年度別単価上昇率(労務・機械・資材) 年度別上昇率(対H30年度)



※労務単価・資機材単価等の物価変動による影響については、現時点で得られる単価等の情報に基づいて事業費を算定

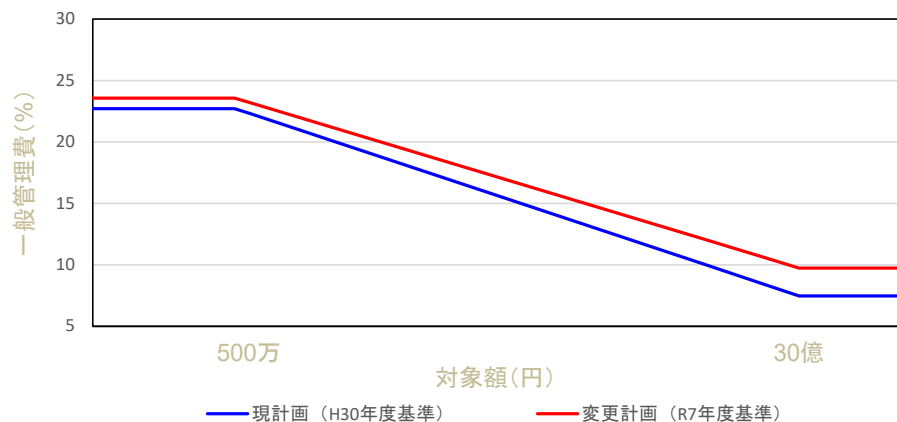
2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

I-2 工事積算基準の変更 (約82億円)

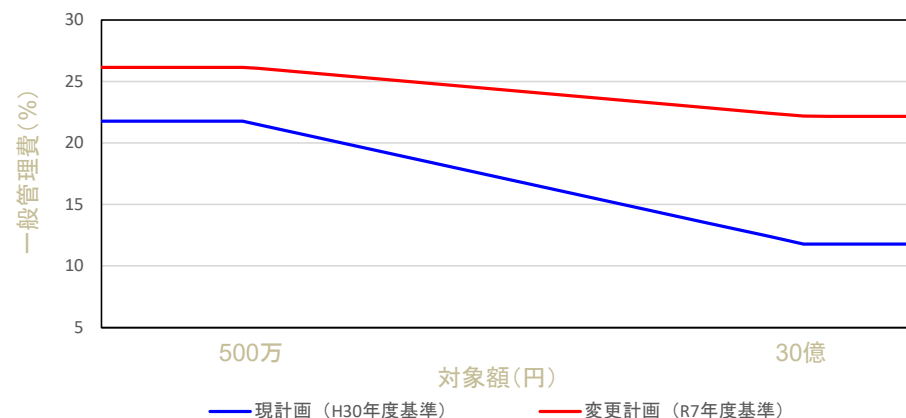
■ 第2回計画変更以降の土木工事標準積算基準の間接工事費（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率）の見直しを反映。

○間接工事費の上昇率

一般管理費(土木工事)の改訂イメージ



一般管理費(機械設備工事)の改訂イメージ



■現場管理費率（コンクリートダム）

現行（平成30年度）

3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円超え
22.60%	$301.3 \times Np^{-0.1327}$	15.56%

改定（令和7年度）

3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円超え
31.19%	$35.0 \times Np^{-0.0059}$	30.68%

■一般管理費率（土木工事）

現行（平成30年度）

500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(Cp) + 59.4977$	7.47%

改定（令和7年度）

500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(Cp) + 56.92101$	9.74%

■一般管理費率（機械設備工事）

現行（平成30年度）

500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円超え
21.78%	$-3.5981 \times \text{LOG}(C1) + 45.883$	11.78%

改定（令和7年度）

500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円超え
26.17%	$-1.4357 \times \text{LOG}(C1) + 35.789$	22.18%

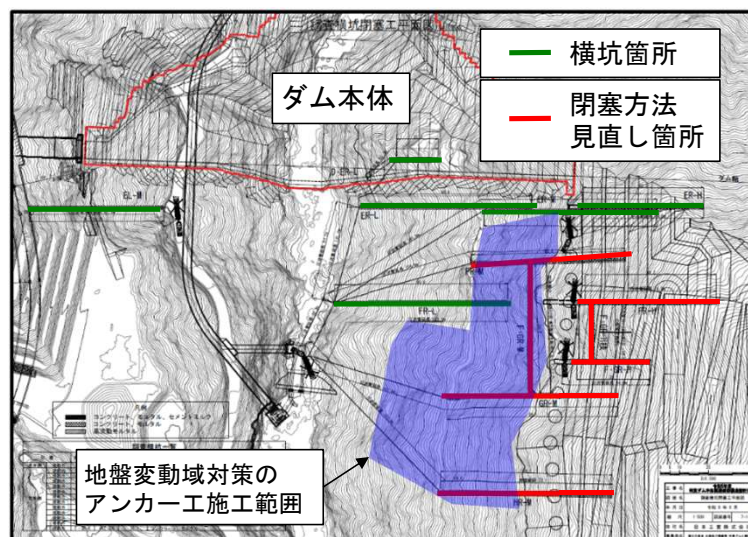
間接費の改定に伴う増

ダム本体工事	約 69 億円増
押場法面工事	約 10 億円増
機械設備工事	約 3 億円増
計	約 82 億円増

2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

Ⅱ－1 令和6年1月能登半島地震以降の崩落に伴う横坑閉塞方法の見直し（約5億円）

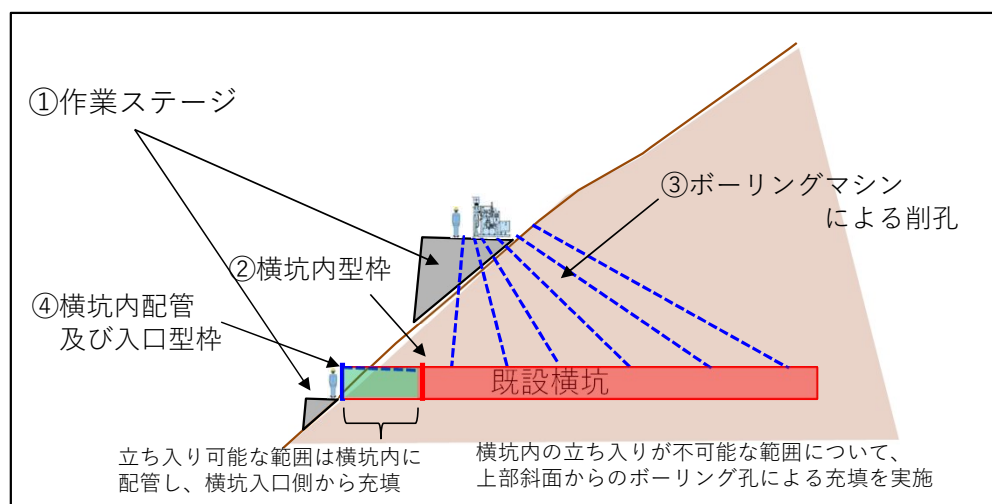
■地盤変動域ブロックの調査横坑は、湛水後の地盤変動域の安定性確保のため閉塞が必要であるが、能登半島地震（R6.1.1）以降、内部で崩落が確認された横坑の閉塞方法については、作業中の安全確保のため、横坑上部の地表面からボーリングマシンを用いる方法への変更が必要となった。



横坑閉塞方法見直し横断イメージ【変更計画】



横坑内崩落状況



【横坑閉塞方法の見直しの施工ステップ】

- ①作業ステージの設置
- ②横坑内型枠を設置
- ③横坑内立ち入り不可範囲についてボーリングマシンによる削孔を行い、充填作業を実施。
- ④横坑内立ち入りが可能な範囲に充填管を設置し横坑入口に型枠を設置し、充填作業を実施。

2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

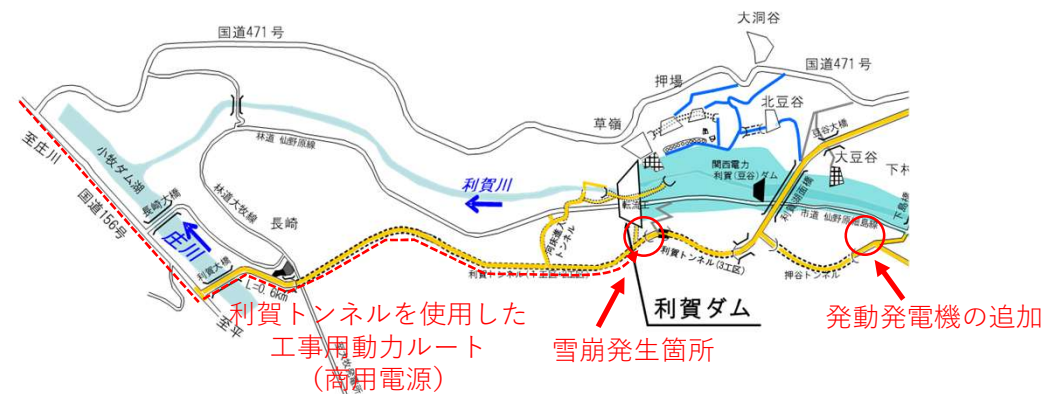
Ⅱ-2 令和7年2月の雪崩に伴う工事用動力計画の変更 (約15億円)

■令和7年2月に発生した利賀トンネル坑口の雪崩による、雪崩除去、被災したトンネル工事用仮設備の復旧、雪崩発生の予防対応等の影響により、トンネル内に設置するダム本体工事用電源の引き込み時期の変更が生じたため、商用電源の給電開始までの間(約8ヶ月)、代替電源(発電発電機)の確保が必要となった。

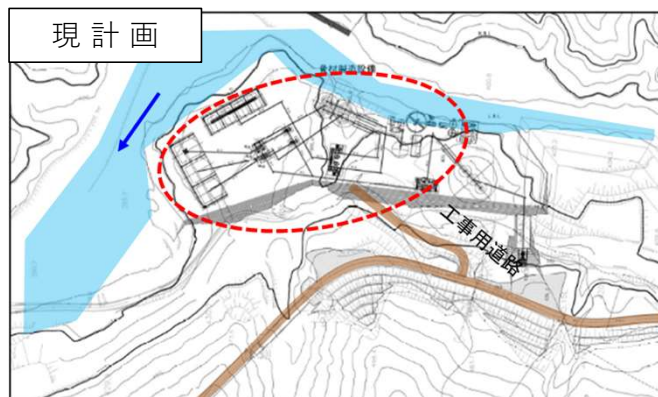
【赤松谷雪崩発生状況】



【位置図】



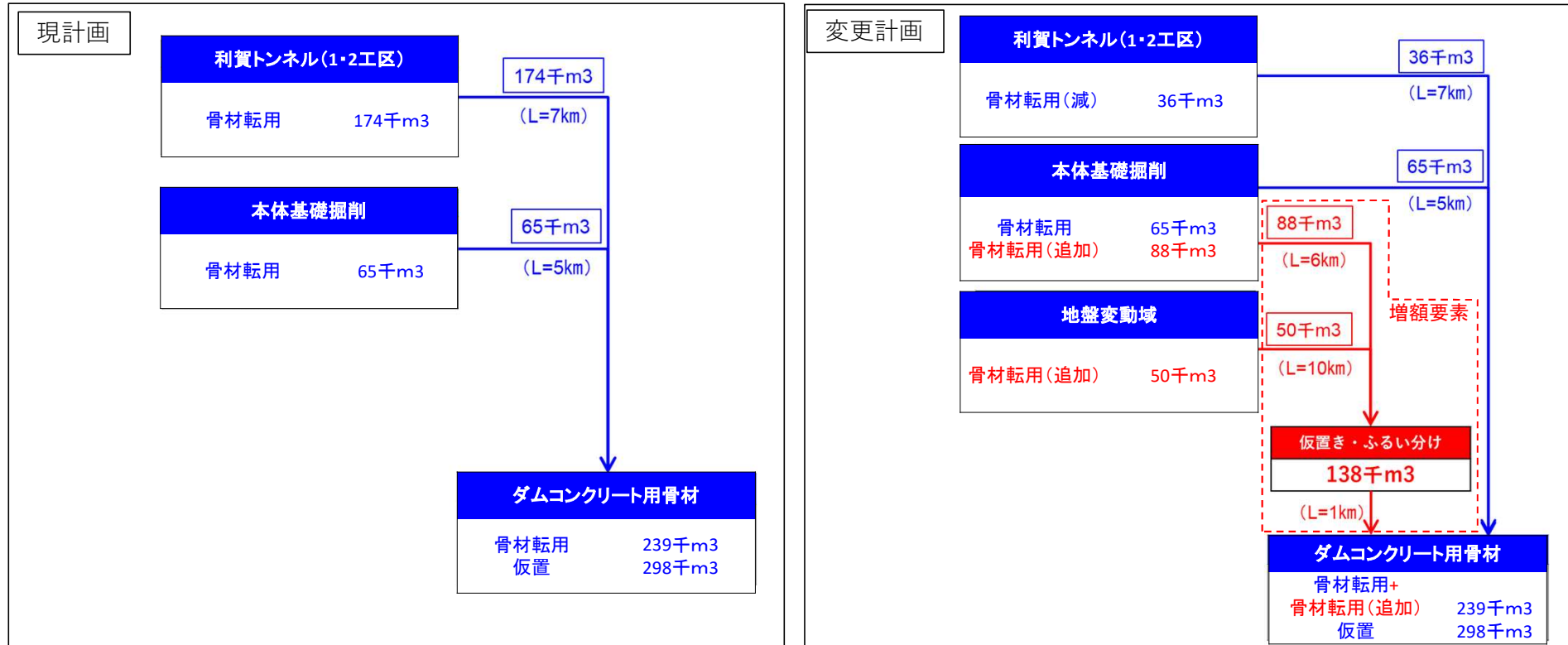
【骨材製造設備ヤード平面図】



2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

Ⅲ-1 ダム本体骨材調達方法の見直し (約14億円)

■ダムコンクリート用骨材には利賀トンネルの掘削ズリを活用予定であったが、トンネル地山が想定より所定強度が低かったため活用可能性が減少した。不足分については、ダム本体基礎の掘削ズリ等の活用に変更したが、掘削ズリ等の篩い分けや運搬距離が追加となった。



変更計画



2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

Ⅲ-2 現地条件の変更等によるダム本体の見直し (約19億円)

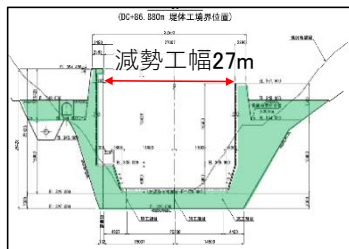
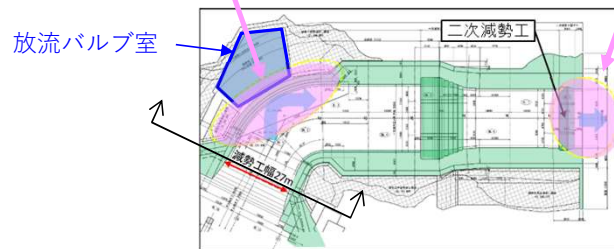
■水理模型実験による減勢工の設計精査の結果、ダムからの放流を安全に流下させるために「減勢工幅の拡大」、「補助構造物の追加」、「二次減勢工位置の変更(下流に移動)」が必要となり、ダム本体及び減勢工の構造を見直した。

【現計画】 水理模型実験 (R5年実施状況)



左岸壁沿いの水面上昇により越流が生じることが判明し、左岸背面放流バルブ室が冠水するなど悪影響が生じる

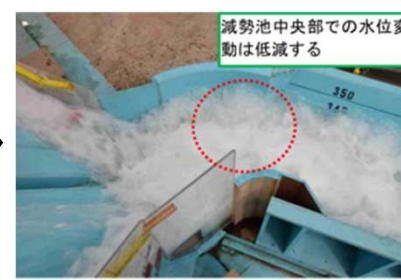
現計画



減勢工下流での流速低減が出来ない事が判明し、河床や河岸の洗掘等が生じ減勢工や堤体の安定性に悪影響が生じる



【変更計画】 水理模型実験 (R5年実施状況)



減勢工幅の見直し及び補助構造物の追加により、水位変動の低減を確認

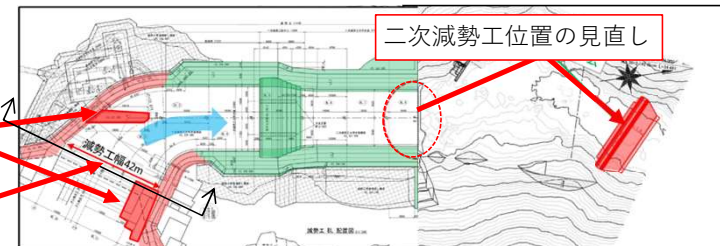


二次減勢工を下流に移動させることで、減勢工下流で流速の低減を確認

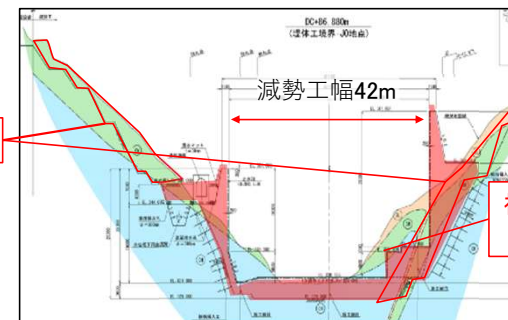
変更計画

補助構造物の追加

減勢工幅の見直し



掘削量増



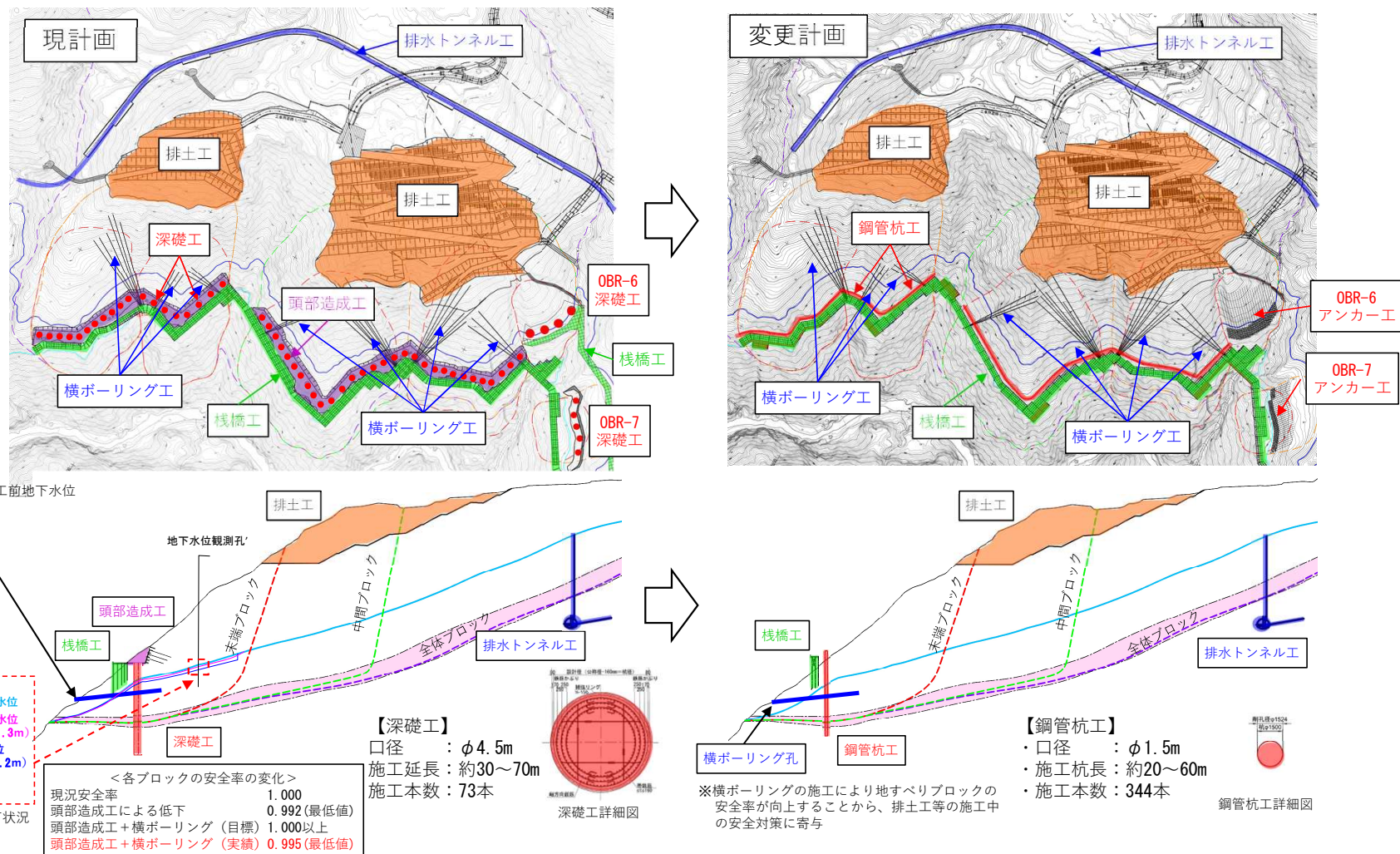
補助構造物等の追加による
コンクリート量増

2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

Ⅲ-3 押場貯水池斜面对策工の工法見直し (約189億円)

■押場貯水池斜面对策工の抑止工（深礎工）については、当初、地すべりブロック内の地下水位を横ボーリング工により強制低下後に施工する計画であったが、横ボーリング工施工の結果、想定する地下水位まで低下しなかったことから、低下しない地下水位のまま施工が可能な回転切削圧入工法による鋼管杭工への変更（約200億円増額）が必要となった。

■OBR-6、OBR-7については、すべり面形状、ブロックの規模の見直しにより、深礎工からアンカー工に見直しを行い、深礎工の施工に必要であった栈橋工についても省略しコスト縮減（約11億円縮減）を図った。

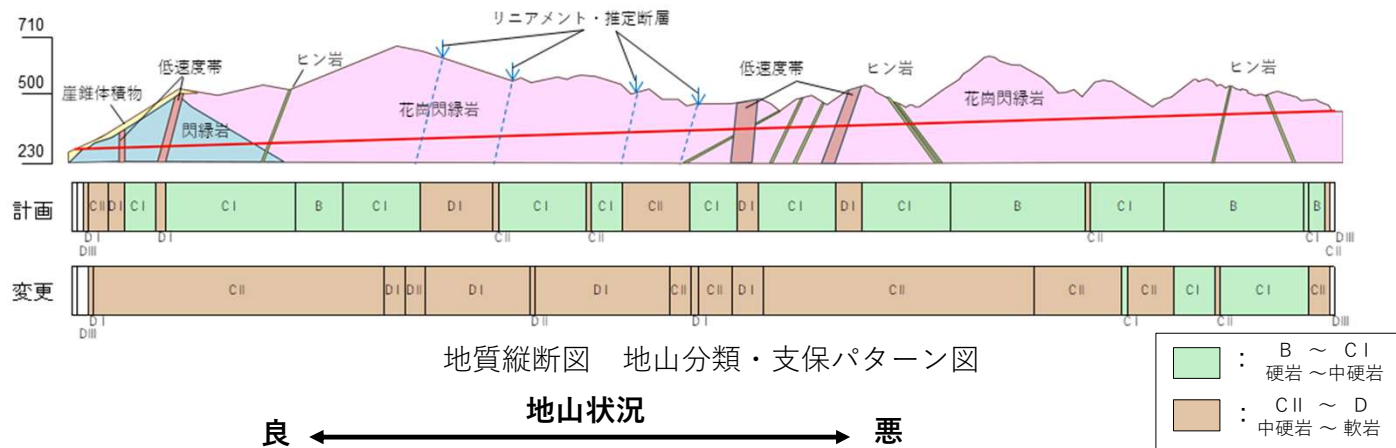


2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

Ⅲ-4 トンネル掘削実績を踏まえた見直し (約38億円)

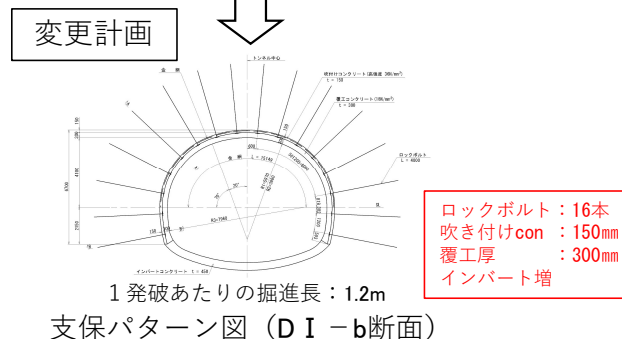
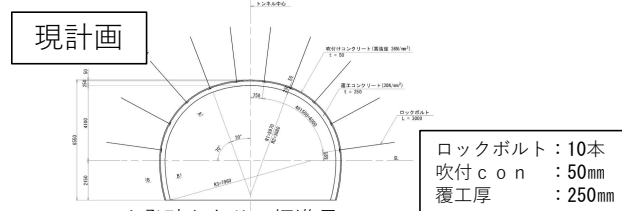
- 利賀トンネルの地質精査の結果、地山分類の変更及びトンネル支保パターンの見直しが必要となった。
- 令和6年5月に発生した施工中の利賀トンネル近くの水道水源の水量減少による影響対策として、応急の給水対応や代替水源等の確保が必要となった。

【地山分類・トンネル支保パターンの変更】



岩区分	B	C I	C II-b	D I-b	D II	D III	坑門工	計
現計画	1388.7	2,491.2	445.60	572.70	0	45.9	18.6	4962.7
変更計画	0	538.8	3,118.1	1,121.90	119.4	45.9	18.6	4962.7

当初想定地山等級と実際の地山等級の差 (1工区 + 2工区)



【水道水源の水量減少に関する対応】



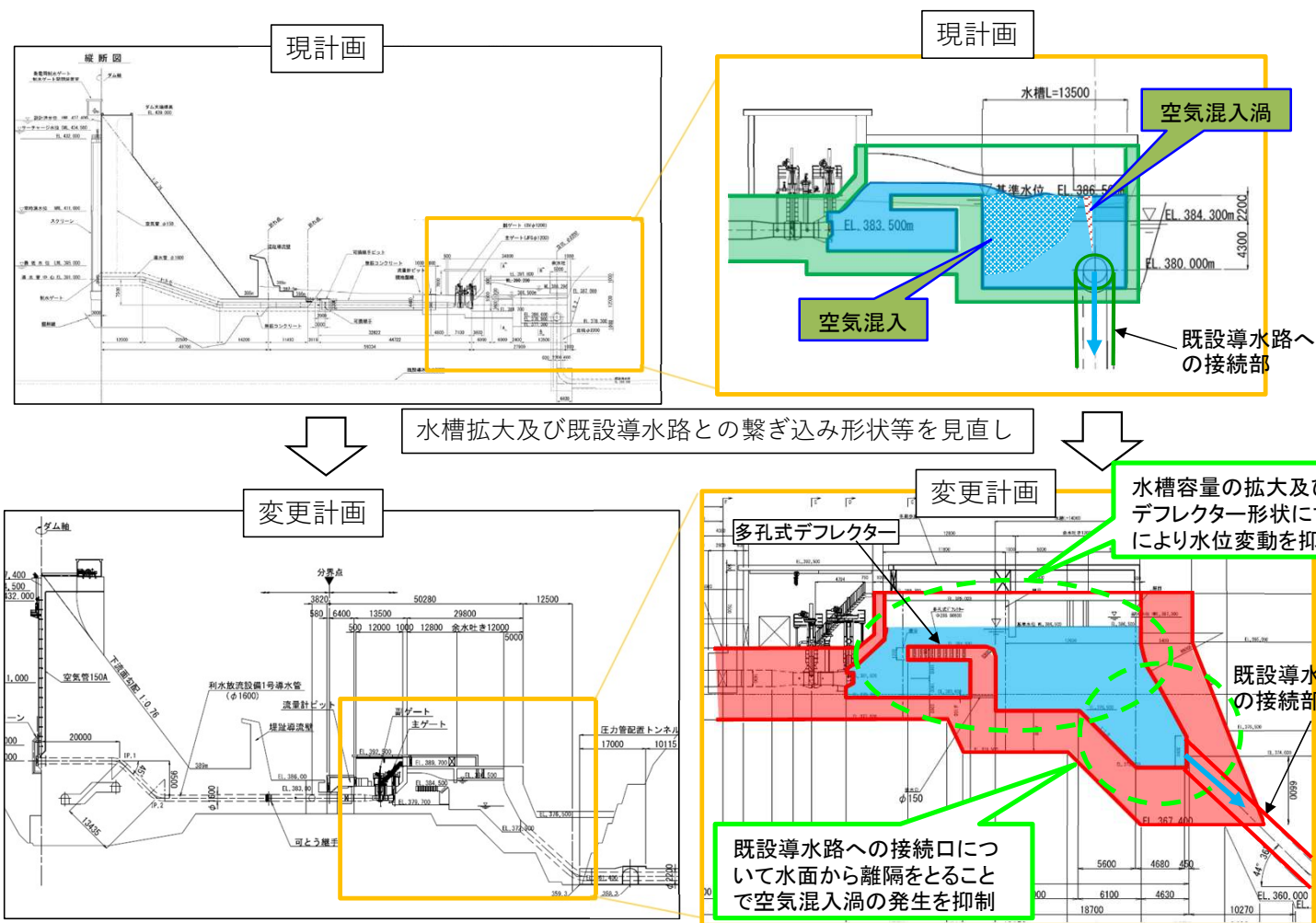
【水源地の水量減少状況】



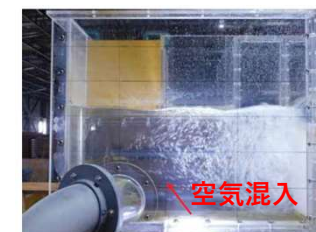
2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

Ⅲ-5 特殊補償への対応による見直し (約34億円)

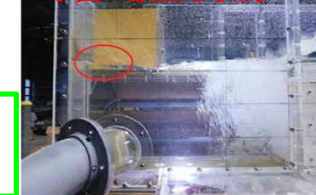
■関西電力大牧発電所の機能補償としてダム下流に整備する減圧水槽について、当初設計による水理模型実験結果を関西電力と協議した結果、実験で判明した水槽内の波立ちや導水時の空気混入による発電機への負荷を解消する必要が生じたため、減圧水槽の構造を一部見直した。



水理模型実験において、水中混入空気が導水路内へ流下すること、水槽内の水面の波立ちが大きく(20cm～30cm)なることが確認され、水槽拡大の必要が生じた



水面の波立ち状況



現計画模型での実験状況



変更計画での実験状況

2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

Ⅲ-6 付替市道や工事用道路における法面对策費用の追加 (約14億円)

■付替市道や工事用道路の切土法面において、施工中及び施工後に発生した法面崩落等に対応するため、ロックボルト等の斜面安定のための補助工法が必要となった。



2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

コスト縮減の取り組み

新事業費(案)の増額844億円(将来の事業費の変動要因への対応除く)は、今後実施予定も含む約72億円のコスト縮減を見込んだ上での額です。

コスト縮減の取り組み一覧

単位：億円

番号	縮減項目	コスト縮減の内容	縮減額
①	地盤変動域の対策工の見直し	・地盤変動域の対策工について、水中部アンカー工の維持管理に水中ドローンを活用することで、深礎工からアンカー工に変更し対策費用を縮減。	▲約10
②	押場地区貯水池斜面の対策工の見直し（OBR-6,7の工法変更）	・OBR-6,OBR-7について、すべり面形状、ブロック規模の見直しにより、深礎工からアンカー工に変更し対策費用、栈橋工を縮減。	▲約11
③	地盤変動域掘削土の運搬先の見直し	・地元関係者の協力により新たな掘削土受け入れ先を確保出来、運搬距離が短縮し、運搬費用を縮減。	▲約35
④	現地発生土の有効活用	・現地発生土について、残土受入地の基盤材へ有効活用することで、碎石購入費を縮減。	▲約9
⑤	作業船及び係船設備の見直し	・流木処理ヤードの作業方法を見直した結果、集塵船が不要となり、艇庫の規模縮小及び係船設備(インクライン)を廃止。	▲約5
⑥	放流警報設備の配置見直し	・現地試験（音達試験等）により詳細な配置検討を行い、指向性型サイレン及び最新の高性能スピーカを採用することにより設置台数を削減。	▲約2
合計			▲約72

2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

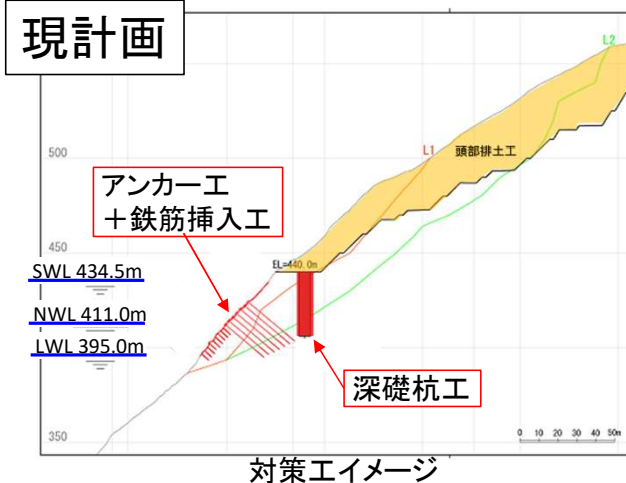
コスト縮減の取り組み

①地盤変動域の対策工の見直し 約10億円減

- 地盤変動域の対策工については、水中部アンカー工の維持管理(目視点検)に最新の水中ドローンを活用することにより、安全かつ効率的に点検が可能となることを確認。斜面对策をアンカー工に変更することでコスト縮減を図った。

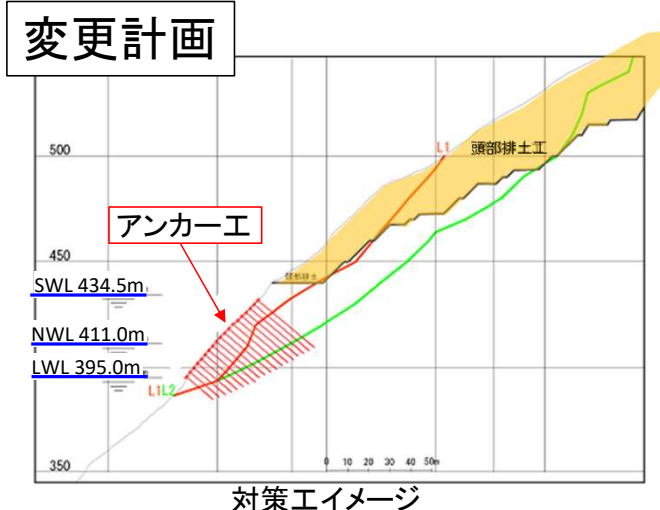
現計画

- 地盤変動域の対策工については、必要抑止力が大きいことから「頭部排土＋抑止工」を基本に計画。
- 抑止工については、水中部アンカー工の維持管理に課題があることから「深礎工」＋「アンカー工」を採用し、常時満水位(EL411.0m)以下については、吹付法面工、鉄筋挿入工を計画。



変更計画

- 水中部アンカー工の点検について、最新の水中ドローン(高解像度カメラ)とLED照明等により、水深15m以上でも詳細な映像取得が可能となることを確認
- 最新の水中ドローンの活用により頭部目視点検が容易となることから、管理方法等総合的に検討した結果、「アンカー工のみ」へ工法変更することで、安定性とコスト縮減が図れることが判明。



2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

コスト削減の取り組み

②押場地区斜面の対策工の見直し(OBR-6,7の工法変更) 約11億円減

- OBR-6、OBR-7については、すべり面形状、ブロックの規模の見直しにより、深礎工からアンカー工に見直しを行い、深礎工の施工に必要であった栈橋工についても省略しコスト削減を図った。

押場地区の抑止工について、現計画では全て「深礎工」としていた。

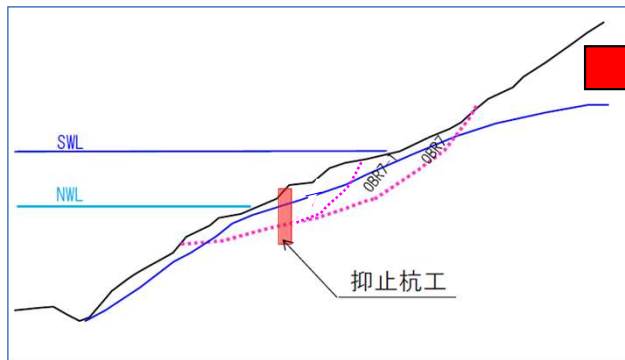
その後の測量・地質調査の結果を踏まえて詳細設計を行った結果、すべり面の形状やブロック規模が見直され、OBR-6及びOBR-7については「アンカー工」に変更し面的に滑動力を押さえた方が効果的であることから、深礎工からアンカー工へ工法変更することとした。

また、OBR-6については、深礎工の場合、OBR-4,5と施工基面の標高が異なるため専用の栈橋が必要であったが、アンカー工の場合はOBR-4,5ブロック施工用の栈橋から延伸して施工することができるため、栈橋を省略した。

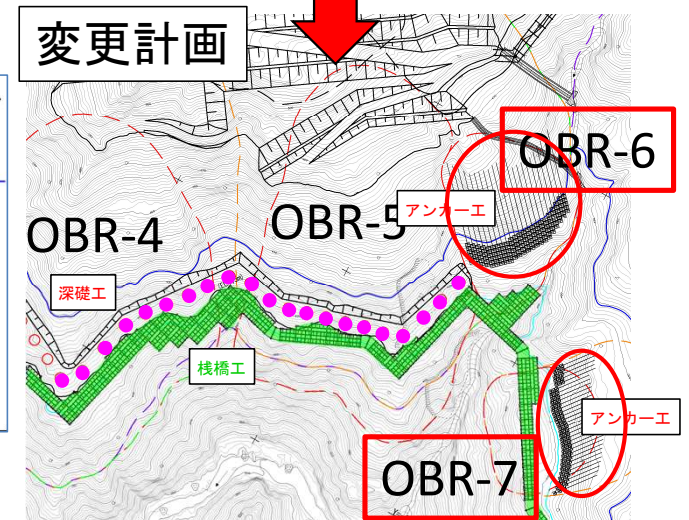
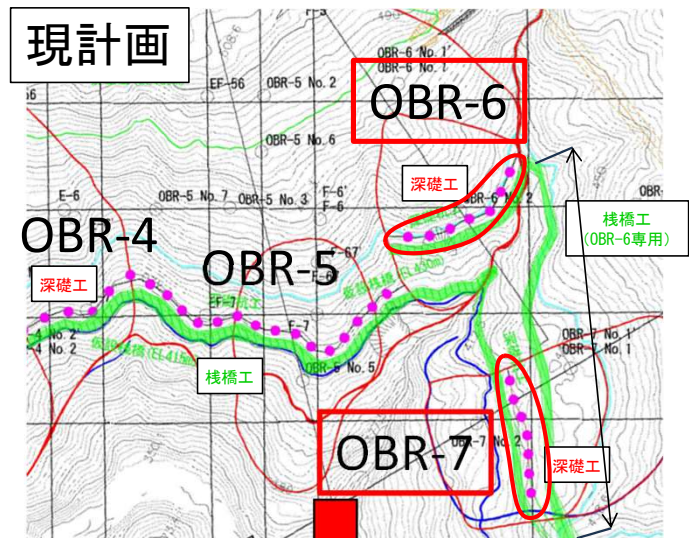
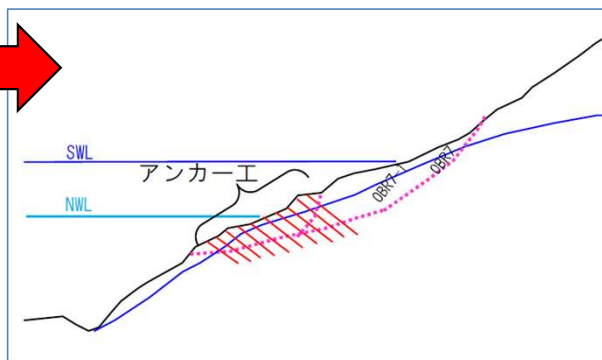
以上により、約11億円の縮減を図った。

OBR-7のイメージ

深礎工



アンカー工

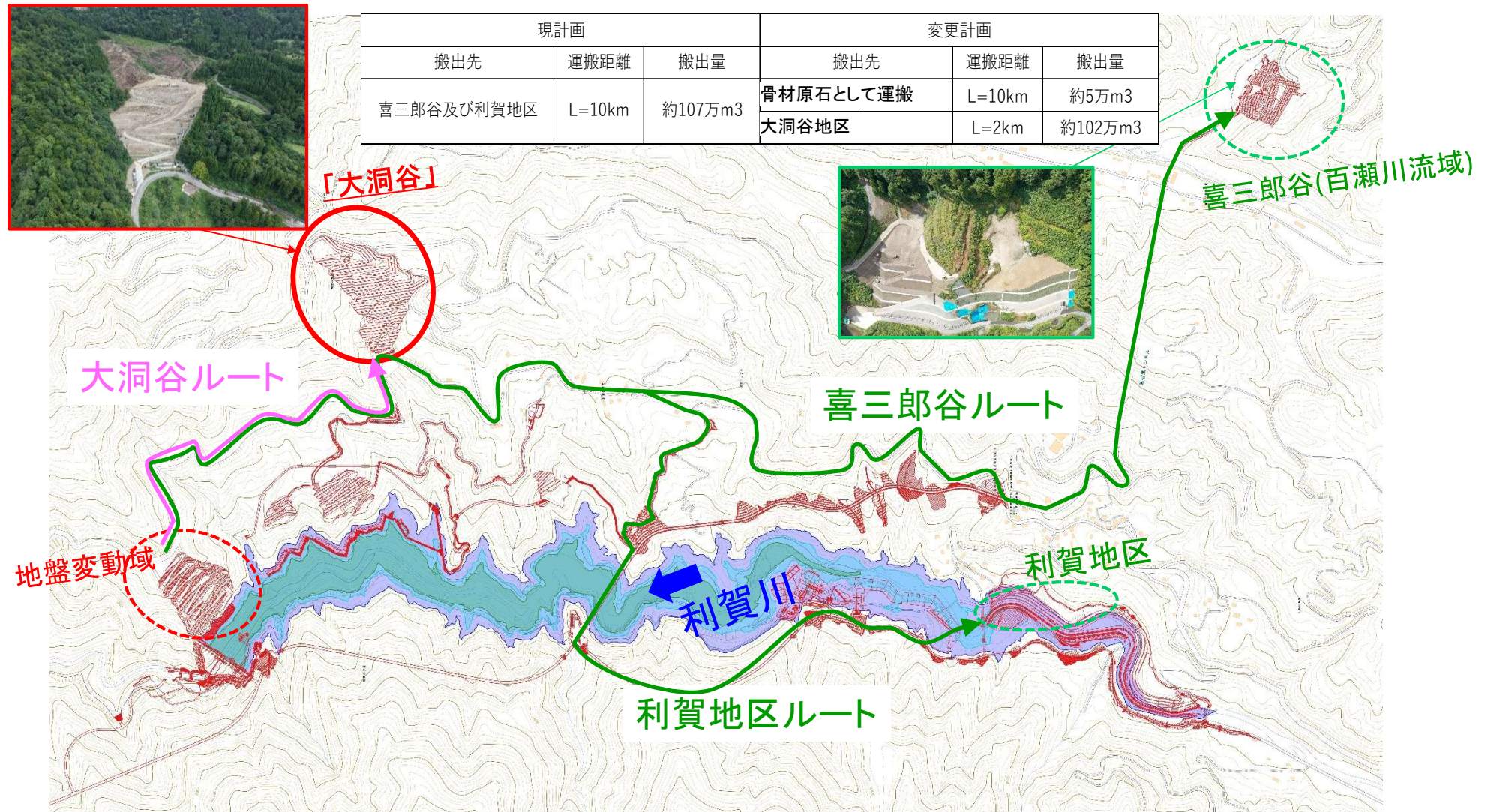


2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

コスト削減の取り組み

③地盤変動域掘削土の運搬先の見直し 約35億円減

- 地盤変動域の掘削土の運搬先について、地元関係者の協力により「大洞谷」の使用が可能となり、喜三郎谷及び利賀地区から変更し、運搬費用の削減を図った。



2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

コスト削減の取り組み

④現地発生土の有効活用 約9億円減

- 現地発生土を、残土受入地盛土箇所の基盤材へ有効活用することで、砕石購入費の削減を図った。



発生土の仮置き状況

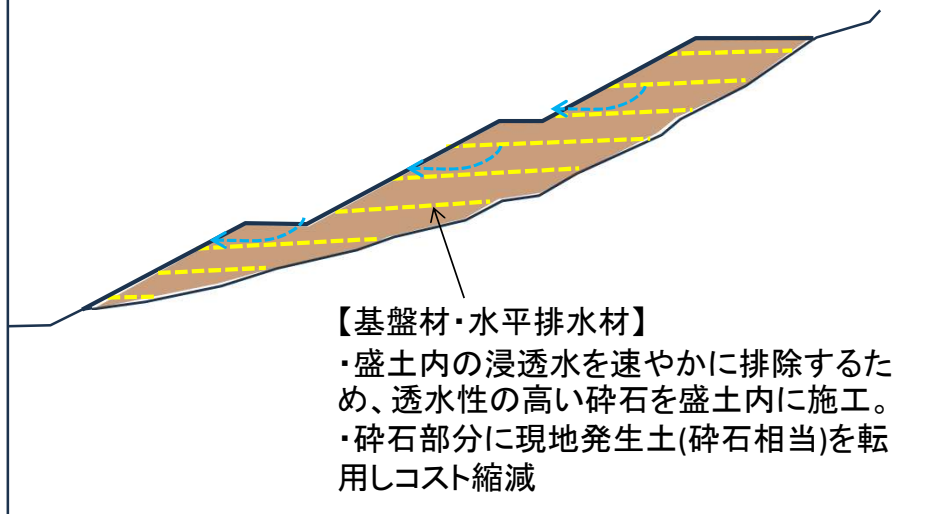


基盤材としての利用状況(喜三郎谷)



基盤材としての利用状況(大洞谷)

残土受入地での施工(イメージ)



基盤材等の再利用状況等の数量一覧

	数量
大洞谷地区	約25千m3
利賀・岩淵、喜三郎谷地区	約67千m3
合計	約92千m3

2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

コスト縮減の取り組み

⑤作業船及び係船設備の見直し 約5億円減

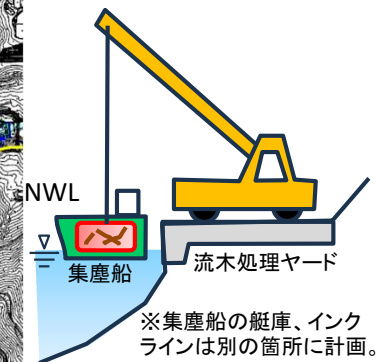
- 貯水池の流木処理等を行うための流木処理ヤードの作業方法の見直しを行った結果、集塵船が不要となり、艇庫の規模縮小及び係船設備(インクライン)の廃止が可能となりコスト縮減を図った。

現計画

- 網場で捕捉した流木を集塵船で回収し、ダム湖上流に設置した流木処理ヤードまで運搬。ダム湖の集塵船から流木処理ヤードにクレーンにてカゴごと陸揚げ
- 集塵船の艇庫及びインクラインは流木処理ヤードとは別の箇所に計画

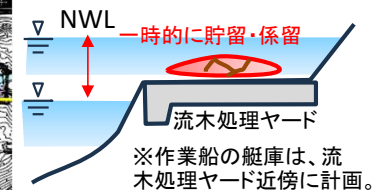


流木処理ヤード



変更計画

- 網場で捕捉した流木を、作業船と集積網を用いて集塵し、作業船で流木処理ヤードまで曳航し、一時的に流木を貯留・係留。貯水水位が下がるタイミングでバックホウによる陸揚げ
- 作業船は普通自動車で牽引が可能なことから、流木処理ヤード近傍に艇庫を計画



2. 事業の概要 (2)利賀ダム建設事業の基本計画(第3回)変更(案)

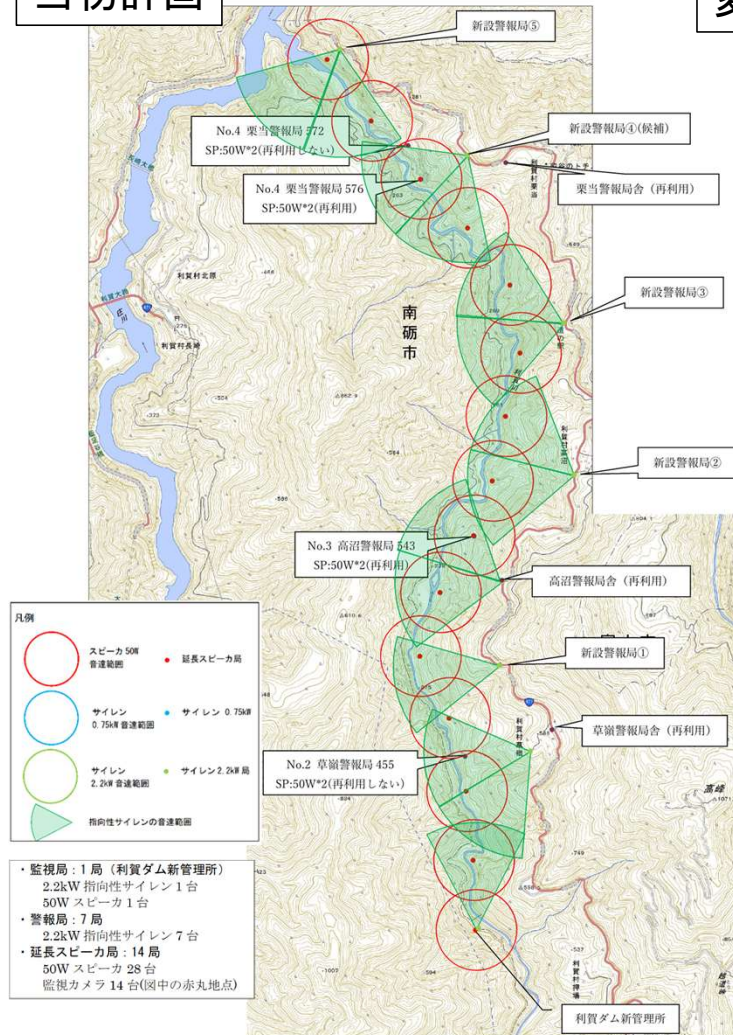
コスト削減の取り組み

⑥放流警報設備の配置見直し 約2億円減

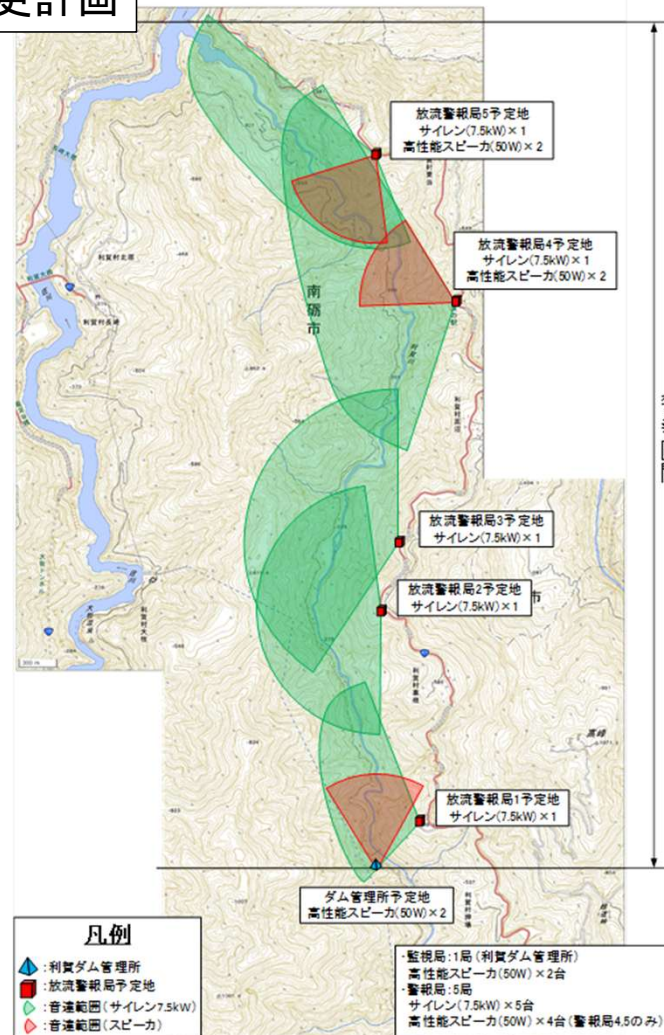
- 放流警報設備の配置については、現地試験(音達試験等)を行い詳細な配置検討を行い、指向性型サイレン及び最新の高性能スピーカを採用することにより、設置台数を削減。

	当初計画	変更計画
警報局(局舎、装置、電源)	8台	6台
サイレン(2.2kW指向性サイレン)	8台	-
サイレン(7.5kW指向性サイレン)	-	5台
従来型スピーカ(50kW)	29台	-
高性能スピーカ	-	6台

当初計画



変更計画



従来型スピーカ(イメージ)



高性能スピーカ(イメージ)

2. 事業の概要 (3)事業概要

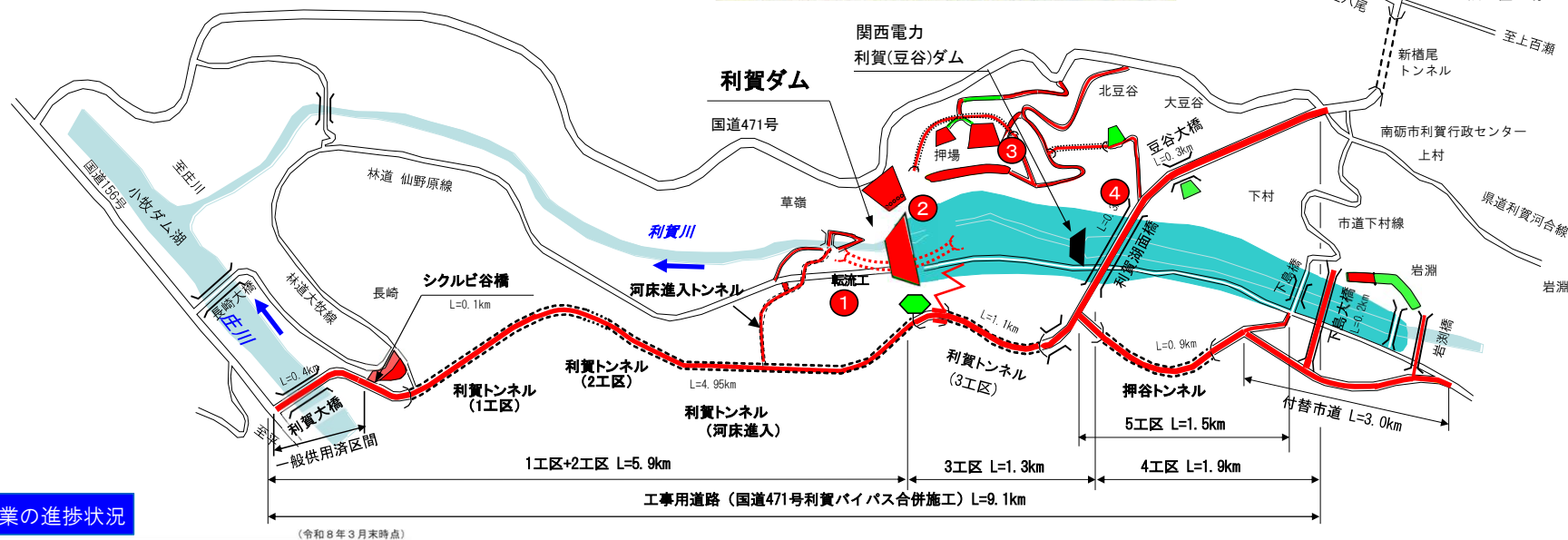
事業名	利賀ダム建設事業					
実施箇所	富山県南砺市					
事業諸元	重力式コンクリートダム 堤高112m 堤頂長255m 総貯水量 31,100千m3 有効貯水量 26,400千m3					
事業期間	平成元年度実施計画調査着手／平成5年度建設事業着手／令和13年度完成予定					
総事業費	約2,610億円	執行済額 (令和8年度末予定)	約1,222億円	残事業費	約1,388億円	
目的・必要性	＜解決すべき課題・背景＞ ・庄川は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地で河床勾配約1／200の急流河川を形成し、富山県内一の穀倉地帯である砺波平野及び射水平野、富山県第2の都市である高岡市街地を貫流する。このため、庄川が氾濫した場合は、拡散型の氾濫形態となり、広範囲に甚大な被害が及ぶ。 ・昭和9年7月洪水では、複数地点で堤防が決壊、平成16年10月台風23号による洪水では、観測史上最高の水位を記録し、堤防や護岸に多大な被害が発生したほか、高岡市、射水市で1,400世帯、2,840人に避難勧告が発令された。 ・急流河川である庄川では、洪水時における河床変動が激しく、濡筋が不安定で水衝部が複雑に変化するため、いつ、どこで洗掘・侵食が発生するか予測が困難である。また平均年最大流量程度の中小洪水においても、洗掘・侵食に起因する堤防・護岸等の被災が発生する。 ・昭和55年度の災害復旧において護岸整備を行った高岡市戸出地区では、令和3年8月洪水を含むこれまでの洪水によりみお筋の絶えぬ変化や経年変化による河床洗掘が確認されており、対策延長が追加となった。戸出地区の背後には、高岡市の市街地を抱え、国道8号、国道415号、万葉線やJR氷見線等の交通拠点も集積していることから、洪水が氾濫した場合は、甚大な被害、社会的混乱が予想される。 ＜達成すべき目標＞ ・庄川の洪水氾濫から沿川地域を防御するため、戦後最大洪水（平成16年10月洪水）に相当する規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させる。目標流量は4,200m³／s（雄神地点）とし、利賀ダムの整備により河道配分流量を4,000m³／sとする。 ・急流河川特有の流水の強大なエネルギーに対する堤防の安全を確保するため、急流河川対策を実施し、侵食等による堤防の決壊防止を図る。					
		年平均浸水軽減戸数：290戸、年平均浸水軽減面積：33ha			基準年度：令和8年度	
事業全体の投資効率性	総便益：3,740億円		総費用：3,083億円		B／C：1.2	
残事業の投資効率性	総便益：2,435億円		総費用：1,195億円		B／C：2.0	
感度分析	全体事業(B／C)				残事業(B／C)	
	残事業費(+10％～－10％)		1.2～1.2		1.9～2.2	
	残工期(+10％～－10％)		1.2～1.2		2.0～2.1	
	資産(－10％～＋10％)		1.2～1.3		1.9～2.2	

3. 前回評価からの進捗状況

- 建設事業着手以降、事業に必要な用地のうち77%が取得済み、家屋移転も100%が完了している。
- ダム本体建設に必要な工事用道路は全体延長11.7kmのうち97%が着手済みである。
- 令和6年度に転流工工事が完成し、利賀ダム本体並びに押場貯水池法面対策に着工。

事業の進捗状況

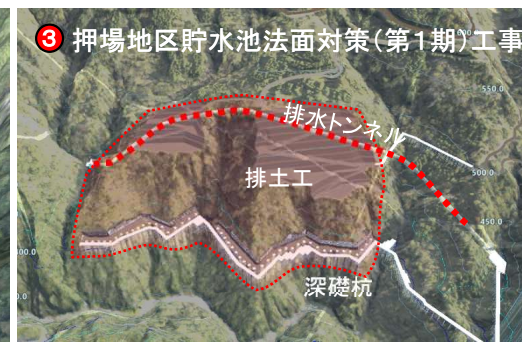
	令和7年度までに着手済(完成含む)
	令和8年度以降



利賀ダム建設事業の進捗状況

補償基準	H12. 3 利賀ダム工事用道路建設に伴う補償基準安結 H14. 12 利賀ダム建設事業に伴う補償基準安結 H15. 6 利賀ダム工事用道路等(口山地区)補償基準安結	地権者との用地補償等に 係る基準は全て安結
用地取得 (157ha)	77% (120ha)	
家屋移転 (3戸)	100% (3戸)	
代替地(宅地)	100% (3戸移転済)	
付替市道 (3.0km)	93% (2.8km)	
工事用道路 (11.7km) ※国道471号を除く	97% (11.3km) ※工事用道路11.7kmのうち9.1kmは、国道471号バイパスとの合併施工	
ダム本体及び 関連工事	転流工 100% 基礎掘削 80% 本体打設 0% 転流工事 0% 試験湛水 0%	※R5年度ダム本体工事契約

※ 用地取得 代替地 付替市道 工事用道路 本体関連



4. 費用対効果分析実施判定票

費用対効果分析実施判定票

別添様式

年 度： 令和8年度

事 業 名： 利賀ダム建設事業

担当課： 河川計画課

担当課長名： 鶴岡 寛樹

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的に変更がない。	☒
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	地元情勢等の変化がない。	☒
内的要因<費用便益分析関係> ※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない。	☒
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	各需要量の減少量がすべて10%以内。	☒
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費に変更があり、変化率は59.1%のため、10%を超過している。 今回事業費約2,610億円、前回事業費約1,640億円、変化率約59.1%[増加]	☐
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	事業期間に変更はない。	☒
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	前回評価時における感度分析の下位ケース値が基準値を上回っている。 令和4年度の感度分析の下位 [全体事業]残事業費(+10%) B/C=1.2 [残事業]残事業費(+10%) B/C=2.0 残工期(+10%) B/C=1.2 残工期(+10%) B/C=2.1 資産(-10%) B/C=1.2 資産(-10%) B/C=2.0	☒
前回評価で費用対効果分析を実施している	前回評価で費用対分析を実施している	☒
以上より、費用対効果分析を実施するものとする。		

5. 事業の投資効果 (1)費用対効果分析 ①算出の流れ、方法

■ 総便益(B)は、評価対象期間における年便益の総和及び評価対象期間終了時点における残存価値を加算し算定。

●**氾濫計算**
計画規模の洪水及び発生確率が異なる数洪水を選定して氾濫シミュレーションを実施し、想定氾濫区域を求める(庄川は、発生確率1/10、1/30、1/50、1/80、1/100、1/150で実施)

氾濫シミュレーション結果に基づき、流量規模別の想定被害額を算出

●**直接被害**

- ・一般資産被害
(家屋、家庭用品、事業所資産等)
- ・農作物被害
- ・公共土木施設被害

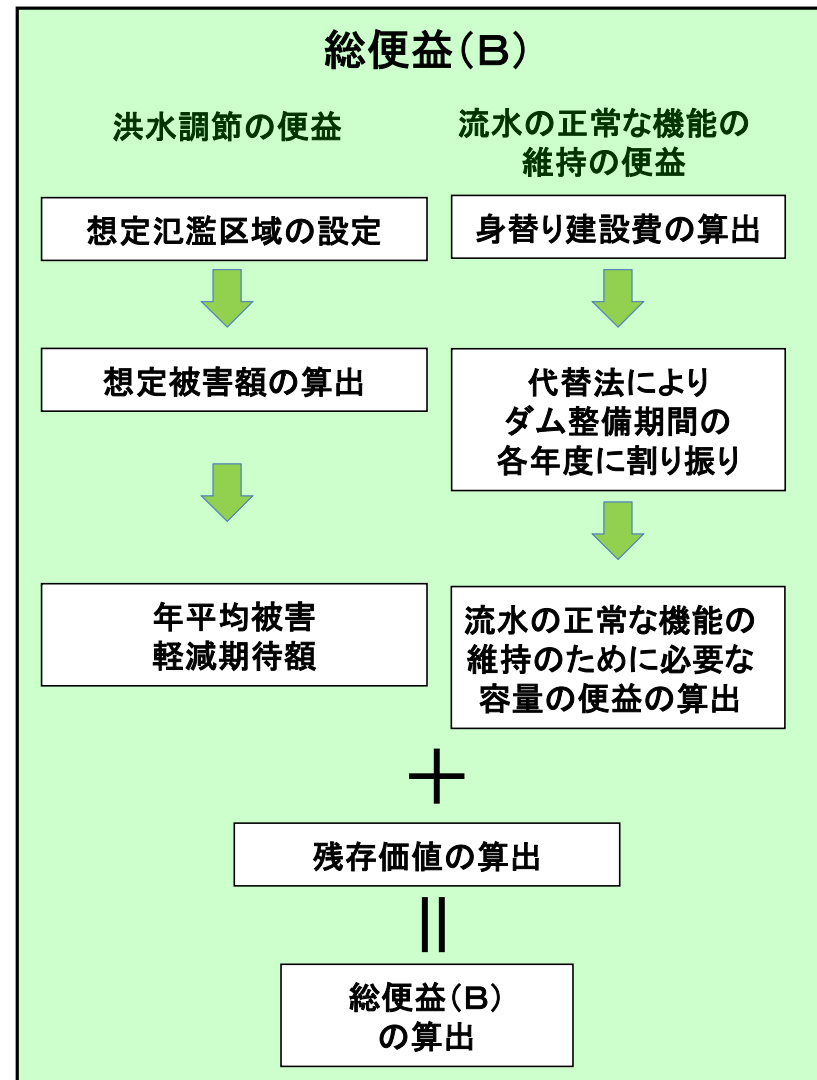
●**間接被害**

- ・営業停止損失
- ・家庭における応急対策費用
- ・事業所における応急対策費用
- ・国・地方公共団体における応急対策費用

●**被害軽減額**
事業を実施しない場合と実施した場合の差分

●**年平均被害軽減期待額**
流量規模別の被害軽減額にその洪水の生起確率を乗じて、計画対象規模(1/150)まで累計することにより算出

●**残存価値**
ダム、用地についてそれぞれ残存価値を算出



流水の正常な機能の維持のために必要な容量を確保するための身替りダム建設費

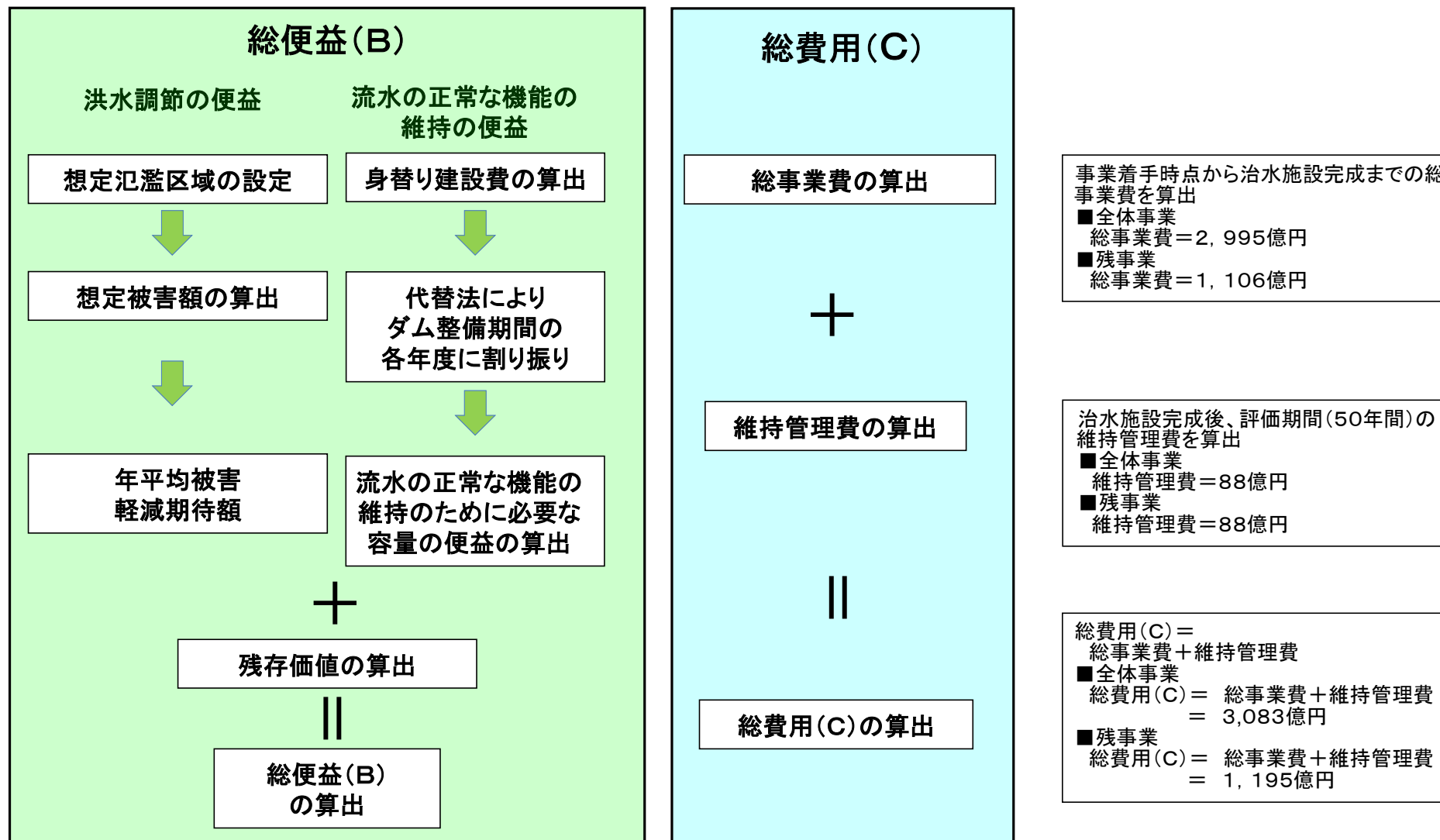
身替り建設費を評価対象事業と同等の効果を有する代替財とし、これを便益とする代替法により、整備期間中に建設費用と同じ割合で身代り建設費を各年度に割り振る。

各年度の便益を累計し、流水の正常な機能の維持のために必要な容量の便益を算出。

事業期間に加え、事業完了後50年間を評価対象期間として、年被害軽減期待額、流水の正常な機能の維持のために必要な容量の便益に残存価値を加えて総便益(B)とする。

5. 事業の投資効果 (1)費用対効果分析 ①算出の流れ、方法

- 総費用(C)は、事業着手時点から整備が完了に至るまでの総建設費と評価対象期間内での維持管理費を加算し算定。



※ダム建設事業費、維持管理費は、洪水調節、流水の正常な機能の維持分について計上。
 ※総費用については、年4%の割引率で割り引いて現在価値化する。

5. 事業の投資効果 (1)費用対効果分析 ②被害額の算出方法

■ 洪水氾濫による直接的・間接的な被害のうち、現段階で経済的に評価可能な被害の防止効果を便益として評価。

治水事業の主な効果

分類				効果(被害)の内容	
直接被害	一般資産被害	家屋		浸水による家屋の被害	
		家庭用品		家財・自転車の浸水被害、ただし、美術品や貴金属等は算定しない	
		事業所償却資産		事業所固定資産のうち、土地・建物を除いた償却資産の浸水被害	
		事業所在庫資産		事業所在庫品の浸水被害	
		農漁家償却資産		農漁業生産に係わる農漁家の固定資産のうち、土地・建物を除いた償却資産	
		農漁家在庫資産		農漁家の在庫品の浸水被害	
	農作物被害		浸水による農作物の被害		
公共土木施設等被害		道路、橋梁、下水道、都市、施設、電力、ガス、水道、鉄道、電話、農地、農業用施設等	公共土木施設、公益事業施設、農地、水路等の農業用施設等の浸水被害		
間接被害	稼働被害抑止効果	営業停止被害	事業所	浸水した事業所の生産停止・停滞(生産高の減少)	
			公共・公益サービス	公共・公益サービスの停止・停滞	
	事後的被害抑止効果	応急対策費用	家計	浸水世帯の清掃等の事後活動、飲料水等の代替品購入に伴う新たな出費等の被害	
			事業所	家計と同様の被害	
			国・地方公共団体	水害廃棄物の処理費用	

※用いる資産データ：令和2年度国勢調査、令和3年度経済センサス、平成22年度(財)日本建設情報総合センター、令和7年6月各種資産単価及びデフレーター

5. 事業の投資効果 (1)費用対効果分析 ③費用対効果の算定

- 利賀ダム建設の全体事業の総便益は3,740億円、総費用は3,083億円、B/Cは1.2。
- 残事業の総便益は2,435億円、総費用は1,195億円、B/Cは2.0。

●ダム建設事業に関する総便益(B)

全体事業に対する総便益(B)	
①被害軽減効果	1,656億円
②不特定便益	1,986億円
③残存価値	98億円
④総便益(①+②+③)	3,740億円

残事業に対する総便益(B)	
①被害軽減効果	1,656億円
②不特定便益	725億円
③残存価値	54億円
④総便益(①+②+③)	2,435億円

●ダム建設事業に関する総費用(C)

全体事業に対する総費用(C)	
⑤建設費	2,995億円
⑥維持管理費	88億円
⑦総費用(⑤+⑥)	3,083億円

ダム建設事業に係わる建設費及び維持管理費を計上

残事業に対する総費用(C)	
⑤建設費	1,106億円
⑥維持管理費	88億円
⑦総費用(⑤+⑥)	1,195億円

※ 社会的割引率(年4%)及びデフレーターを用いて現在価値化を行い費用を算定

※ 表示桁数の関係で費用対効果算定資料と一致しない場合がある

●算定結果(費用便益比)

$$B/C = \frac{\text{便益の現在価値化の合計} + \text{残存価値}}{\text{建設費の現在価値化の合計} + \text{維持管理費の現在価値化の合計}} = 1.2(\text{全体事業})、2.0(\text{残事業})$$

●感度分析 (全体事業)

項目	事業費		工期		資産	
	+10%	-10%	+10%	-10%	+10%	-10%
費用対便益	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2

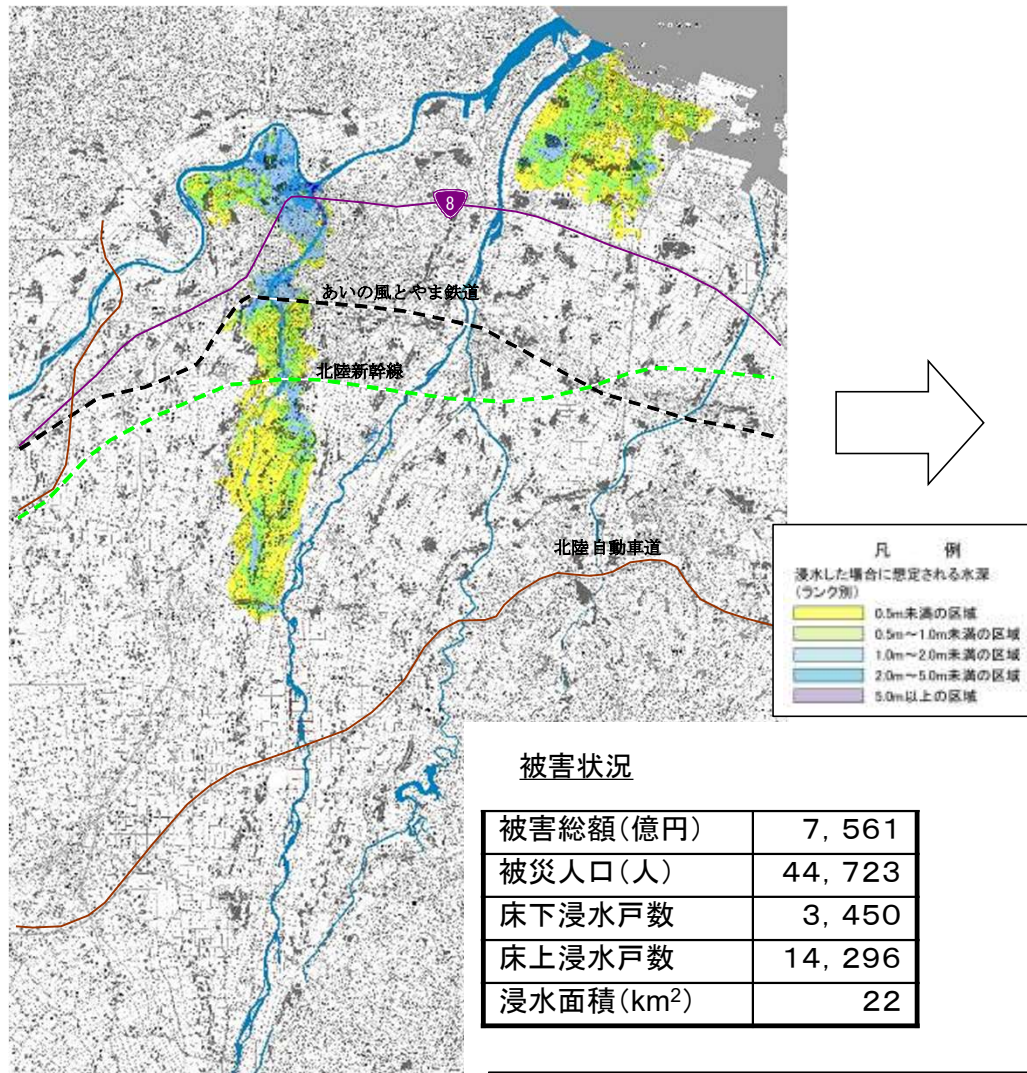
社会的割引率※	総便益B	総費用C	B/C
4%	3,740億円	3,083億円	1.2
2%	4,917億円	3,103億円	1.6
1%	5,941億円	3,133億円	1.9

※ R5年度以降の社会的割引率を2%及び1%とした場合

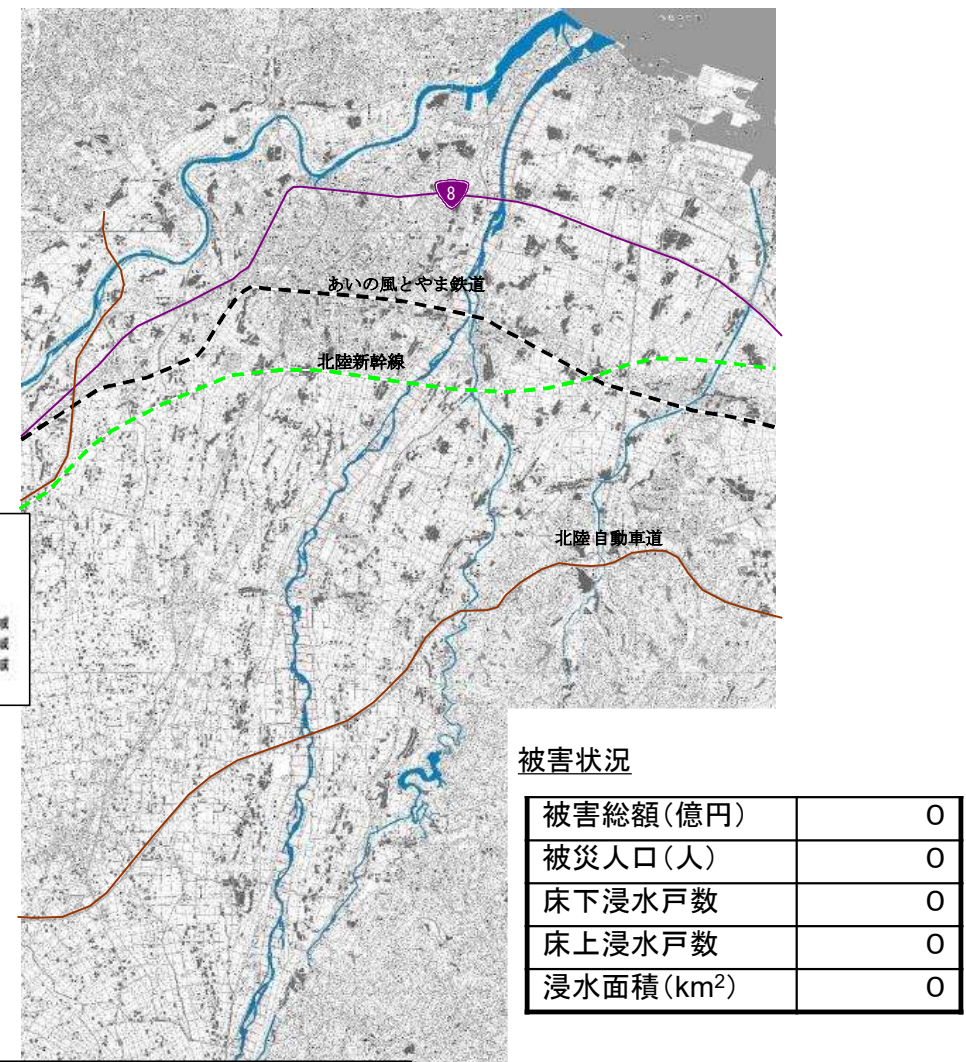
5. 事業の投資効果 (2) 氾濫シミュレーション結果 整備計画事業による投資効果

- 河川整備計画における河道の整備状況下で、利賀ダムの建設により、平成16年10月洪水と同規模の洪水(雄神地点:4,200 m³/s)を流下させた場合の想定氾濫被害が全て解消される。

①事業を実施しなかった場合(利賀ダムなし)
【河川整備計画完了時点(令和19年度末時点)】



②事業を実施した場合(利賀ダムあり)
【河川整備計画完了時点(令和19年度末時点)】



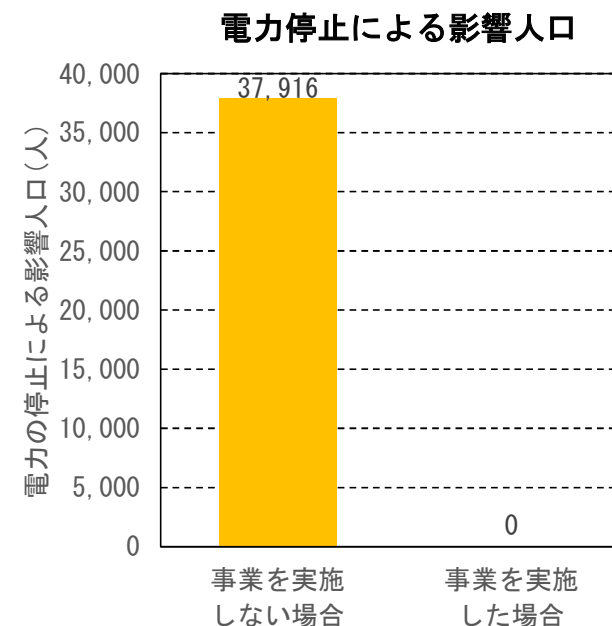
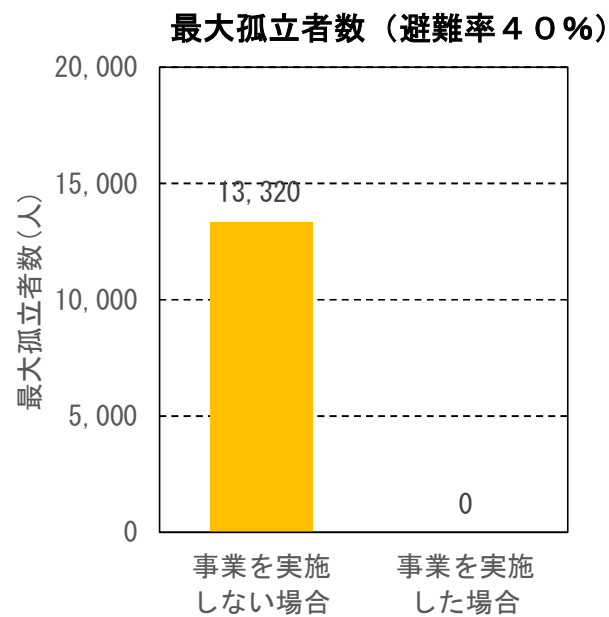
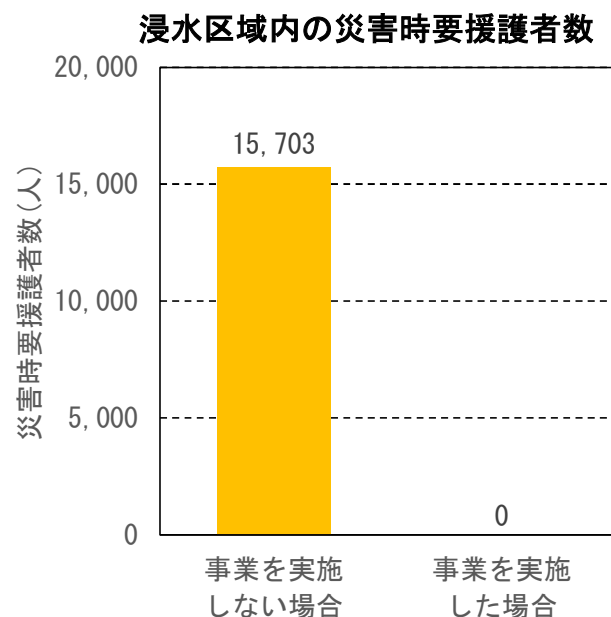
平成16年10月洪水と同規模の洪水を流下させた場合における想定氾濫区域図

5. 事業の投資効果 (3) 貨幣換算できない人的被害等の算定(試行)

- 貨幣換算できない災害時要援護者数、最大孤立者数、電力停止による影響人口の変化について算定。
- 事業実施による効果発現時点において、平成16年10月洪水と同規模の洪水を想定した場合、事業を実施しない場合、浸水区域内の災害時要援護者数が約16,000人、最大孤立者数が約13,000人(避難率40%)、電力停止による影響人口が約38,000人と想定されるが、事業を実施した場合、すべて解消される。

各指標の対象及び算定条件

指標	浸水区域内の災害時要援護者数	最大孤立者数	電力停止による影響人口
対象	・ 浸水深0 cmを上回る浸水区域に居住する人口	・ 浸水深30 cm以上に居住する災害時要援護者 ・ 浸水深50 cm以上に居住する災害時要援護者以外	・ 浸水により停電が発生する住居等の居住者
算定条件	・ 高齢者(65歳以上)、障がい者、乳幼児(7歳未満)、妊婦等人口を算出	・ 氾濫発生時における時系列孤立者数の最大値を算出 ・ 避難率は0%、40%、80%の3パターン	・ 浸水深70 cmでコンセントが浸水し、屋内配線が停電する ・ 浸水深100 cm以上で9割の集合住宅等において棟全体が停電する ・ 残り1割の集合住宅等については、浸水深340 cm以上の浸水深に応じて、階数毎に停電が発生



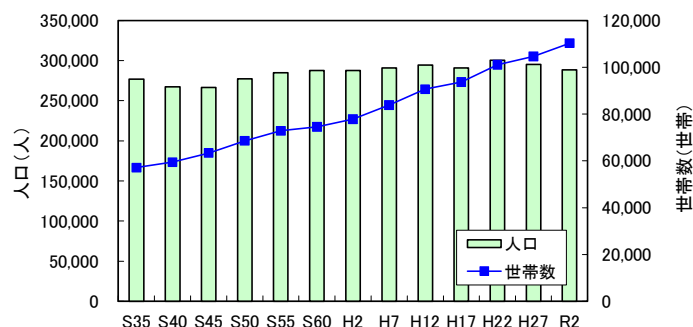
6. 事業を巡る社会情勢等 (1) 地域の開発状況

- 庄川流域の関係市町村における総人口は横ばい傾向、世帯数は増加傾向にある。(図6-1)
- 庄川流域の水田・畑面積は、経年的に減少傾向にある。(図6-2)
- 庄川流域は、日本海側の産業基盤となる主要交通網が集中している地域である。(図6-3)
- 資産・交通網等、庄川流域の浸水エリアに産業が集中しており、庄川における治水事業が社会経済活動に大きく起因している。

[人口世帯数、水田畑面積の変化]

- ・ 総人口 H27 295,207人 → R2 288,144人 (－ 2.4%)
- ・ 総世帯数 H27 104,577世帯 → R2 110,236世帯 (+ 5.4%)
- ・ 水田面積 H27 39,618 ha → R2 37,615 ha (－ 5.1%)
- ・ 畑面積 H27 6,068 ha → R2 5,916 ha (－ 2.5%)

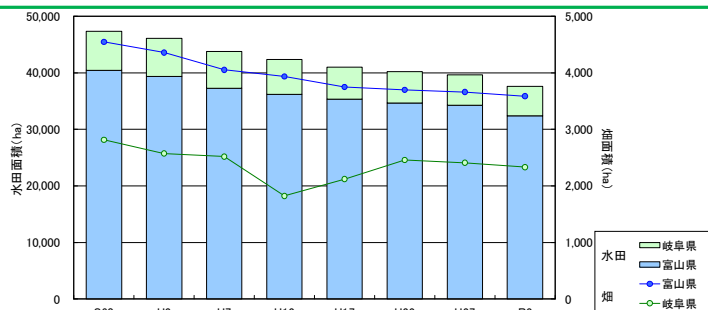
(出典: 令和2年度国勢調査、作物統計調査)



庄川流域の関係市町村における総人口と総世帯数の推移

(出典: 令和2年度国勢調査)

[人口・世帯数の推移(図6-1)]



庄川流域の関係市町村における水田・畑面積の推移(出典: 作物統計調査(農林水産省))

[水田・畑面積の推移(図6-2)]

[進展する交通網]

- ・ 庄川沿川の高岡・射水地域は、国際拠点港湾・日本海側拠点港等に指定されている伏木富山港を有し、環日本海地域への交流のゲートウェイを担う地域であり、人、経済、文化等の幅広い交流・流通拠点となっている。
- ・ その為、金属産業や機械産業といった多種多様な産業が庄川流域内に集積し、大規模な工業地帯を形成している。
- ・ また、既存の北陸自動車道といった交通網に加え、東海北陸自動車道の4車線化事業も進められており、今後の更なる地域開発が期待されている。



出典: 高岡市HP

[高岡砺波スマートインターチェンジ位置図(図6-3)]

6. 事業を巡る社会情勢等 (2)地域の協力体制、関連事業との整合

■ 地域の協力体制

- ・令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域において国、県及び市町村等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的として「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」を発足。(写真6-1)
- ・令和6年(2024年)3月には気候変動による降雨量の増大に対しても早期に防災・減災を実現するため「庄川流域治水プロジェクト2.0」をとりまとめたところであり、関係機関と連携しこれらのプロジェクトを推進している。この中で、利賀ダム建設事業も主要プロジェクトとして位置付けられている。(図6-4)

■ 関連事業との整合

- ・常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会を通じて、関連事業の実施状況など相互の事業・取組について情報交換を実施。



〔常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会(写真6-1)〕



6. 事業を巡る社会情勢等 (2)地域の協力体制、関連事業との整合

■ 沿川自治体

- ・高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市で構成する「庄川・小矢部川改修促進期成同盟会」「利賀ダム建設促進期成同盟会」が組織され、毎年、早期改修について積極的な要望活動が実施されている。(図6-5、図6-6)

庄川・小矢部川改修促進期成同盟会

庄川、小矢部川は県内有数の穀倉地帯である砺波・射水平野を潤し、水辺とふれあうことのできる多くの河川公園を持つなど地域に密着した河川です。令和5年7月の豪雨では、小矢部川の長江観測所において氾濫危険水位を超え観測史上最高の水位を記録し、幸い堤防の決壊には至らなかったものの、庄川・小矢部川流域では、河川の溢水や内水氾濫などにより、家屋や農地に甚大な被害が発生しました。近年、記録的な大雨により、全国各地で浸水被害が発生しており、国及び沿川自治体や企業・住民等あらゆる関係者が協働し、集水域から氾濫域にわたる流域全体で治水対策を行う「流域治水」の推進が必要となっています。同盟会の構成市においても、準用河川、雨水幹線や排水路の整備等、事業間の連携を図り、流域治水の推進に取り組んでいます。つきましては、流域の安全な生活基盤を確保し、うるおいと魅力につつまれた河川環境を創出するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、その期間後においても必要な予算・財源を確保することにより、次の事項について格段のご配慮をお願い申し上げます。

- 1 洪水による被害のない安全な生活基盤を確保するため築堤護岸整備事業の推進
- 2 急流河川特有の水衝・洗掘による危険箇所改善の推進
- 3 うるおいと魅力につつまれた快適な河川環境の創出
- 4 自然とふれあう施設を一体的に繋ぐコミュニティロードの整備
- 5 豪雪多雨地帯の特殊性から治水、利水を備えた利賀ダムの建設促進

庄川

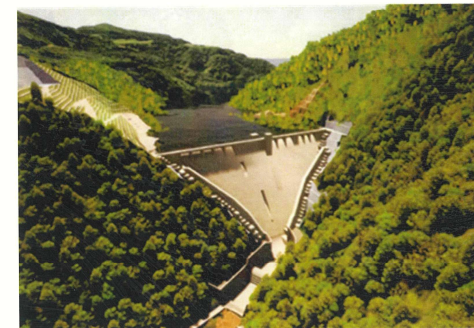
- (1) 築堤整備事業(射水市新湊地区・大門地区)
- (2) 急流河川対策(高岡市戸出地区、射水市大門地区)
- (3) 利賀ダムの建設促進

小矢部川

- (1) 築堤整備事業(高岡市福岡町上野地区)
- (2) 堤防強化事業の促進(高岡市長江地区、小矢部市福町地区)



要 望 書



利賀ダム建設促進期成同盟会

6. 事業を巡る社会情勢等 (2)地域の協力体制、関連事業との整合

■ 地域の協力体制

・利賀ダム建設促進期成同盟会(平成元年10月23日設立)は令和7年8月の総会において、「利賀ダム建設事業を強力に推進すること、利賀ダム工事用道路と一般国道471号利賀バイパスとの合併施工による整備を強力に推進すること、河川環境の保全を強力に推進すること。」について関係機関に強く要望するよう決議がなされた。

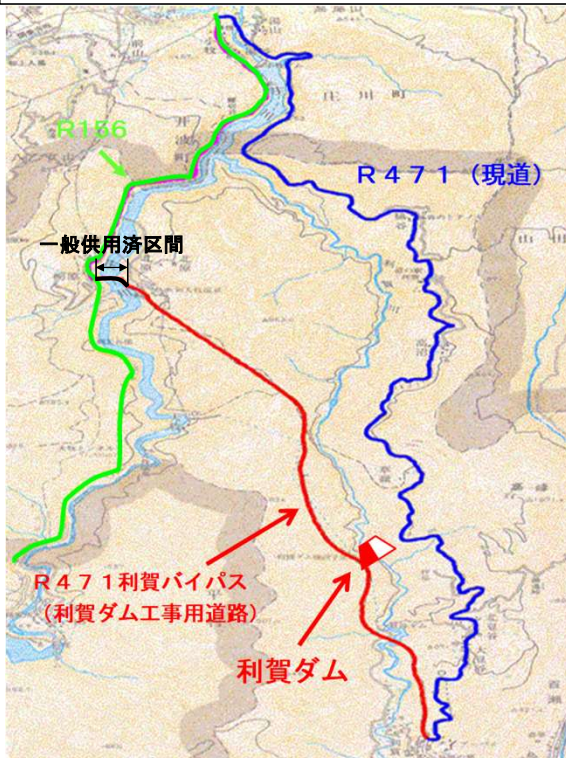
■ 水没地域の状況

- ・家屋補償 100%完了(全体3世帯のうち3世帯)
- ・用地補償 77%完了(民有地全体156 haのうち令和7年度末120 ha完了)

関連事業との整合

一般国道471号利賀バイパス

平成10年3月に建設省(現国土交通省)と富山県において、「利賀ダム工事用道路と一般国道471号利賀バイパスの合併施工に関する基本協定」を締結し、平成30年に一部供用開始しており、現在も事業は継続中。令和8年2月に利賀トンネルが貫通した。



一般国道471号(現道)



利賀大橋

新規水開発

砺波市が誘致している庄東工業団地には、現在、飲料水製造工場等が立地している。飲料水製造工場へは、平成16年度より富山県営利賀川工業用水道事業によって、利賀ダム完成までの暫定水利として境川ダムからの工業用水の給水が行われている。工業用水として利賀ダム建設事業に参画している富山県に対し、平成28年ダム事業の検証の際、参画継続の意思があるか等について確認し、参画継続の意思があることを確認している。また、令和2年の基本計画(第2回)変更時においても、計画変更内容について同意され、参画内容に変更が無い旨確認している。



砺波市内の庄東工業団地

7. 事業の必要性、進捗の見込み等

事業の必要性等に関する視点

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

- ・ 気候変動の影響により、大雨の頻度増加や台風の激化等が発生し、水害、土砂災害、高潮災害等が頻発・激甚化するとともに、降雨の変動幅が拡大することに伴う渇水の頻発や深刻化の懸念が指摘されている。
- ・ 庄川流域の関係市町村における総人口は横ばい傾向にあり、沿川の状況に大きな変化はない。
- ・ 庄川流域の水田・畑面積は経年的に減少傾向にあるが、近年は横ばい傾向となっている。
- ・ 日本海側の産業基盤となる主要交通網として、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道8号が通過している。また、北陸新幹線および高岡砺波スマートICの開通により、今後の更なる地域開発が期待されている。
- ・ 平成10年3月に建設省（現国土交通省）と富山県において、「利賀ダム工事用道路と一般国道471号利賀バイパスの合併施工に関する基本協定」を締結し、平成30年に一部供用開始しており、現在も事業は継続中である。
- ・ 工業用水として利賀ダム建設事業に参画している富山県に対して、令和2年の基本計画（第2回）変更時において、計画変更内容について同意され、参画内容に変更が無い旨確認している。
- ・ 令和6年度から火災保険制度改定により、水害リスクについて5段階評価が適用されるが、人口・資産が集中する高岡市、射水市では最高位の5等地とされ、治水安全度の一層の確保が求められる。

【事業の投資効果】

- ・ 河川整備計画における河道の整備状況下で、利賀ダムの建設により、平成16年10月洪水と同規模の洪水を流下させた場合の想定氾濫被害が全て解消される。

【事業の進捗状況】

- ・ 平成5年に利賀ダム建設事業に着手。平成6年に基本計画を告示し、令和2年に基本計画（第2回）変更告示。令和8年度に基本計画（第3回）変更予定。
- ・ 建設事業着手以降、事業に必要な用地のうち77%が取得済み、家屋移転も100%が完了している。
- ・ ダム本体建設に必要となる工事用道路は全体延長11.7kmのうち11.3kmが着手済みである。
- ・ 令和6年度に転流工工事が完成し、利賀ダム本体建設に着手。あわせて押場貯水池法面対策に着工済みである。

7. 事業の必要性、進捗の見込み等

事業の進捗の見込みの視点

- ・ 庄川では、流下能力の向上と急流河川特有の強大な洪水のエネルギーに対する堤防の安全確保のため、堤防整備、急流河川対策を重点的に実施しているが、未だ治水上対応しなければならない箇所がある。また、気候変動による水災害リスク増大に備えるため、あらゆる関係者が協働で行う「流域治水プロジェクト」の柱の一つとして利賀ダム建設事業が位置付けられ、早急な対応が求められている。
- ・ ダム事業の進捗に対する地元からの強い要望もあり、今後も引き続き計画的に事業の進捗を図ることとしている。
- ・ 令和2年度に基本計画（一部）を変更し、工期を令和4年度から令和13年度に見直した。令和6年度には転流工工事が完成し、利賀ダム本体工事に着工した。また、第14回利賀ダム建設事業監理委員会（令和8年4月）では、利賀ダム建設事業費変更（案）および事業工期について説明し、妥当であると意見をいただいている。

主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

- ・ 前回の事業評価以降、庄川水系河川整備計画等において、施設規模等を見直すような変更は生じていない。
- ・ また、関連事業（工業用水）において、現時点で計画見直しに関する事業の内容変更等の申し出はない。
- ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替の比較検討を含め、検証に係る検討を行い、ダム事業の検証に関する対応方針を「継続」決定している。令和8年の基本計画（一部）の総事業費を考慮しても、現計画（利賀ダム案）と代替案とのコスト面での優劣に変化はない。
- ・ 予定している利賀ダム基本計画（第3回）変更において、地盤変動域掘削土の運搬先見直しや貯水池斜面对策工法の見直しなど、コスト縮減を図っている。
- ・ 第14回利賀ダム建設事業監理委員会（令和8年4月）では、事業費変更（案）および事業工期について説明し、妥当であると意見をいただいている。今後も工法の工夫や新技術の積極的な採用等より一層コスト縮減に努めるとともに、利賀ダム建設事業監理委員会に諮りながら適切に事業進捗、事業監理を行って行く。

関係する地方公共団体等の意見

〈関係地方公共団体の長である富山県知事からの意見〉

次の要望を付して事業継続に同意する。

- 1 沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、計画的かつ一日も早い完成を図ること
- 2 事業執行の効率化やコスト縮減をより一層進め、総事業費の抑制に最大限努めること
- 3 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算を最大限確保し、地方の財政負担の軽減に十分配慮すること

8. 対応方針(原案)

対応方針(原案)：事業継続

- ・当該事業は、現時点においても、その必要性、重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みからも、引き続き事業を継続することが妥当であるとする。